

DISCLOSURE

2023

JA愛媛県信連の現況



JA愛媛県信連

DISCLOSURE 2023 CONTENTS

ごあいさつ	1
経 営	
●JAグループにおけるJA愛媛県信連	2
●JAバンクシステム	3
●JAバンク・セーフティーネット	3
●経営方針	4
●中期経営計画	4
●経営体制	5
●業務の適正を確保するための体制	6
●リスク管理の状況	8
■コンプライアンス（法令等遵守）	8
■リスク管理態勢	9
■利用者保護等管理態勢	10
■金融商品の勧誘方針	11
■情報セキュリティへの取り組み	11
■個人情報保護への取り組み	12
■金融ADR制度への対応	13
■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応	14
■金融円滑化への取り組み	14
●事業の概況	16
●JAバンク自己改革への取り組み	18
●地域貢献情報	23
業 務 内 容	
●事業のご案内	29
組 織	
●当会の組織	36
●役員等の報酬体系	39
●沿革・あゆみ	41
●JAバンクえひめの店舗網	42
資 料 編	43
索 引	90

愛媛県信連のロゴマークについて



【ロゴマークのコンセプト】

- 愛媛の頭文字「e」と「JA BANK」をロゴマークにデザインすることで、愛媛県信連の組織を明確に表現。
- シャープで誠実なイメージの中にもラウンドシェイプ（丸い形）の温かみを融合することで、親しみやすさを表現。
- ロゴカラーは、愛媛・太陽・柑橘をイメージしたオレンジ、JAをイメージしたグリーン、自然豊かな大地・安心をイメージしたブラウンの3色で構成。

ごあいさつ



経営管理委員会 会長
阿部 和孝



代表理事 理事長
二宮 敬明

皆さまには、平素より私ども J A 愛媛県信連（愛媛県信用農業協同組合連合会）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、農業金融における県域組織として、また、地域の発展を支援する地域金融機関として安定的経営を続けてまいりました。これもひとえに会員はもとより関係機関、地域の皆さまのご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

我々 J A バンクを取り巻く環境は、人口減少・高齢化などの構造的な問題による事業基盤への影響や国内における低金利環境の継続等による資金収支の減少に加え、ウクライナ情勢や円安進行に伴う燃料・原材料価格等の高騰が農業経営に多大な影響を及ぼすなど、極めて厳しい状況にあります。

更に、J A 版早期警戒制度の改正を踏まえ、J A における経営の健全性の確保やガバナンス向上・内部統制の強化に取り組む必要性が一段に高まっています。

こうしたなか、令和5年度は、中期経営計画の中間年度として、引き続き基本戦略に掲げる、「1.安定的収益還元機能の強化」「2.J A バンクえひめ本部機能の強化」にかかる主要施策を着実に実践し、中期経営目標に掲げる『J A バンクえひめとしての将来にわたる持続可能な経営基盤・ビジネスモデルの確立と健全性の確保を目指します。』の実現に向け、役職員一丸となって取り組んでまいります。

今後とも、J A とともに総力を結集し、地域の皆さまにより一層必要とされる J A バンクえひめを目指し、役職員一丸となって邁進する所存でございますので、引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

令和5年7月

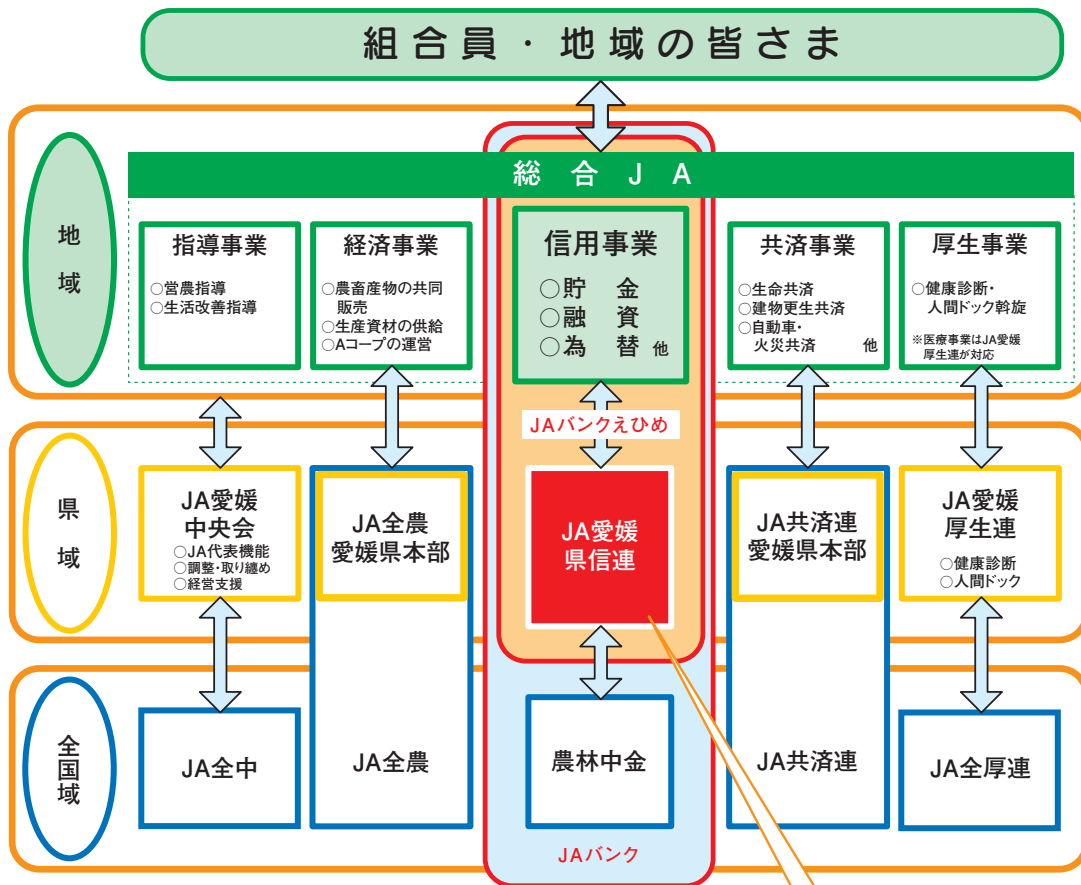
経 営

JAグループにおけるJA愛媛県信連

JAは、貯金・融資・為替などの金融サービスを提供する信用事業（金融事業）のほか、共済事業・経済事業（販売・購買事業）・厚生事業など生活に密接に関わる事業を実施しております。

このうち、信用事業のことを「JAバンク」と呼んでおり、地域のJA・県域組織の県信連・全国域組織の農林中金がJAバンク会員となって、実質的に1つの金融機関として一体的に信用事業を展開しております。

私どもJA愛媛県信連は、愛媛県域を営業エリアとした単独の独立した金融機関であるとともに、JAバンクえひめの一員として、県内JAが組合員ならびに地域の皆さまのお役に立つ金融サービスの提供ができるよう、JA信用事業運営をサポートする本店の役割も担っております。



■「JAバンクえひめ」は、愛媛県内11JAの信用事業と愛媛県信連の事業の総称をいいます。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| JAうま | JAえひめ未来 | JA周桑 |
| JAおちいまばり | JA今治立花 | JA松山市 |
| JAえひめ中央 | JA愛媛たいぎ | JAにしうわ |
| JAひがしうわ | JAえひめ南 | JA愛媛県信連 |

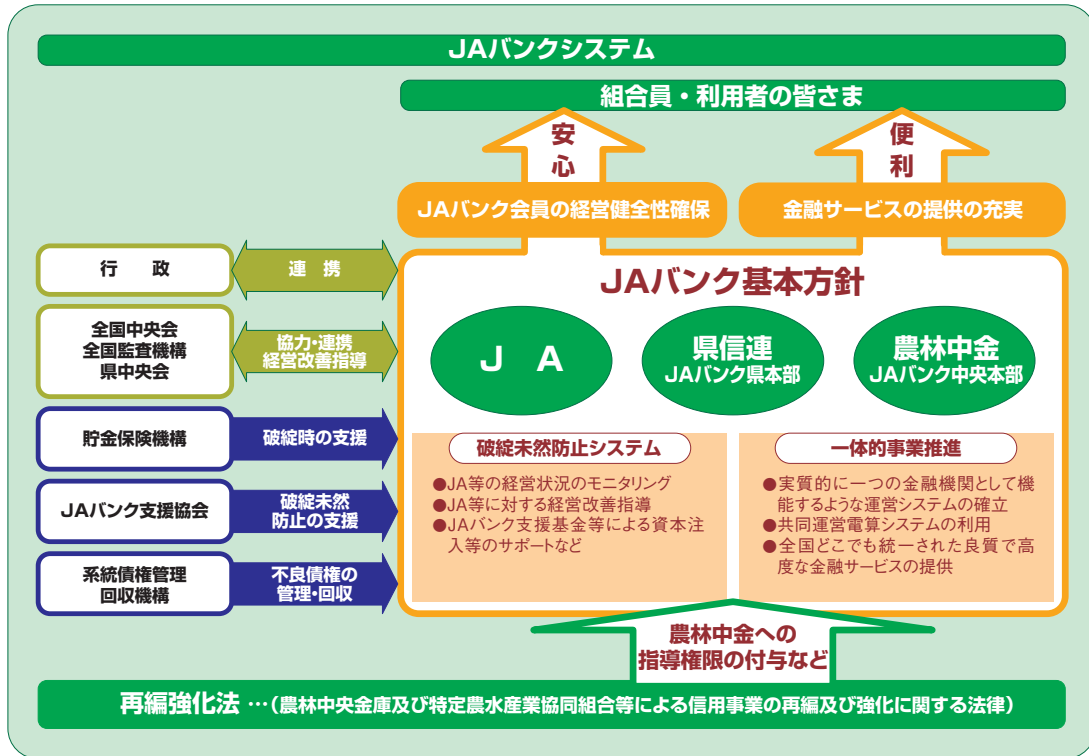
- 運用収益の還元・配当
- 営業企画・営業支援
- 金融規制・体制整備
財務健全化指導
- コンプライアンス指導
- 県域集中事務処理
- 教育・研修

JAバンクえひめ
(愛媛県内JA / 県信連)

JAバンクシステム

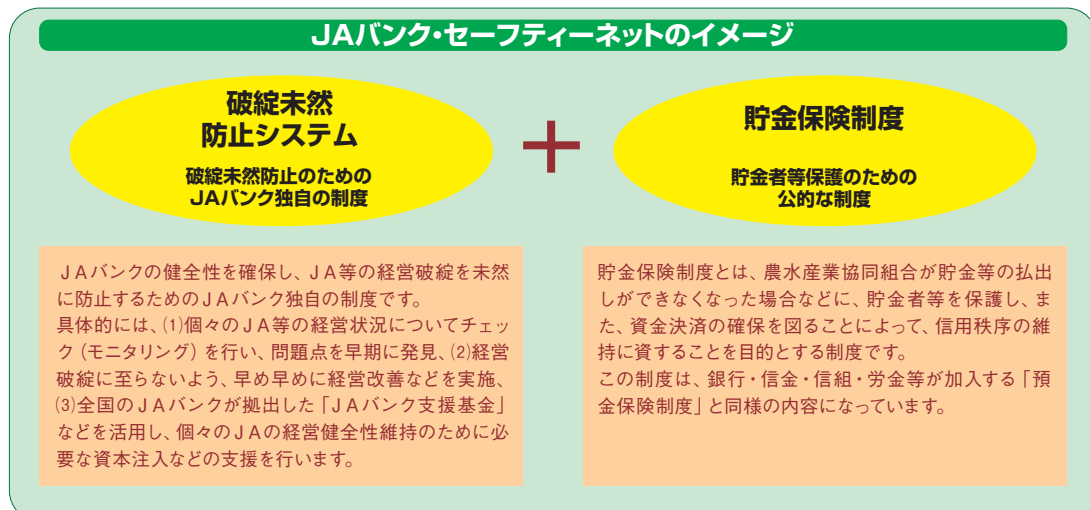
「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細やかな金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱から成ります。

お客さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として機能するシステムとなっております。



JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、組員、お客さまに一層の安心をお届けするため、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「JAバンク・セーフティーネット」を構築しております。



経営方針

当会は、愛媛県を事業区域とし、JAバンク会員である県内11JAと当会が、「JAバンクえひめ」を構成し、お互い助け合い発展していくことを共通の理念として運営する相互扶助の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

農家組合員および地域の皆さまが県内のJAにお預けいただいた大切な財産である貯金を源泉として、愛媛農業発展のために農業融資に積極的に取り組むとともに、地域経済の発展に寄与すべく地元企業や地方公共団体などへの融資にも積極的に取り組んでおります。

また、資金供給や経営支援などの金融サービスの提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域貢献活動にも取り組み、お客さまから親しまれる金融機関を目指しております。

■ 経営理念

JAとともに、農業・地域金融機関として食と農業を通じ、
愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献します。

中期経営計画

当会が策定した中期戦略では、原点に立ち返り「安定的収益還元機能の強化」・「JAバンクえひめ本部機能の強化」の2つの基本戦略のもと、総力を結集し、スピード感をもって、実践してまいります。

■ 中期経営目標

JAバンクえひめとしての将来にわたる持続可能な経営基盤・
ビジネスモデルの確立と健全性の確保を目指します。

■ 基本戦略

安定的収益還元機能の強化

〔主要施策〕

- ①収益力の強化
- ②経営の合理化・効率化
- ③経営・業務管理態勢の高度化
- ④財務基盤の拡充
- ⑤組織力の強化

JAバンクえひめ本部機能の強化

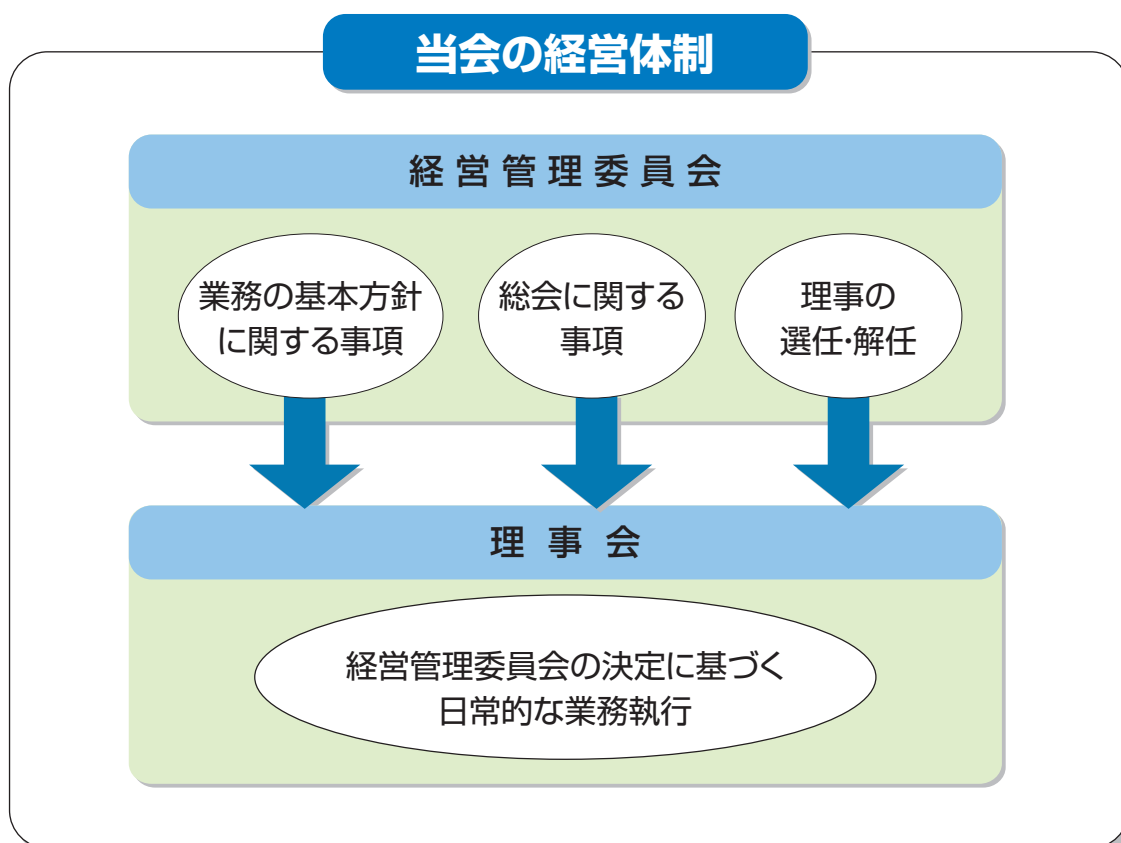
〔主要施策〕

- ①提案型セールスの実践およびソリューションの提供
- ②運用力強化の実践
- ③顧客・農業基盤の拡充
- ④徹底的な業務効率化
- ⑤内部管理態勢高度化および健全性確保

経営体制

当会は、経営決定機能と業務執行機能を分離することで、経営の一層の健全性向上と専門性・機動性のある業務執行に努めております。

具体的には、業務の基本方針に関する事項、総会に関する事項および理事の選任・解任などについては、経営管理委員会が決定機関となり、日常の業務執行については、実務に精通した者で構成する理事会が行う仕組みになっております。



業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題と位置付けるとともに、企業倫理および法令などの遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を定めております。

内部統制基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
 - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、法令等遵守に関する重要な事項の検討・審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
 - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス主管部署に相談できる「ホットライン」並びに外部の法律事務所等に相談・情報提供できる「J A 愛媛ヘルプライン」を設置する。
 - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
 - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
 - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスクマネジメント基本方針を制定する。
 - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク、流動性リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的にマネジメントする。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、各々の役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
 - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
 - (4) 大規模な災害による被災等に際し、業務の維持を図るために必要な態勢を整備する。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。

- (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事等により構成される会議体を設置し、常例または随時の経営課題等の協議、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
 - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
5. 当会およびその子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
 - (2) 円滑なグループ運営を図るため、当会と子会社の間において協議または報告すべき事項を定め、子会社の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。
6. 内部監査体制
 - (1) 当会の適正な業務運営の遂行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として内部監査担当部署を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
 - (2) 内部監査は、当会の全業務および子会社を対象とし、理事会が承認する監査計画に基づき実施する。
 - (3) 内部監査担当部署長は、内部監査終了後、監査報告書を取りまとめ、理事長および監事に報告し重要な事項については理事会および経営管理委員会に報告するとともに、監査の実施状況を定期的に理事会および経営管理委員会へ報告する。
 - (4) 内部監査担当部署長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
7. 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
 - (1) 内部監査担当部署には、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するための職員を配置する。
 - (2) 監事は、理事と協議のうえ、必要と認める職員等を監査の補助に当たらせることができるものとする。
 - (3) 内部監査担当部署長は、監事から特定事項について調査の依頼を受けたときは、理事長の決裁を得て、監事の指揮により調査を行う。
8. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - (1) 理事は、当会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告する。
 - (2) コンプライアンス所管部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 - (3) 内部監査担当部署長は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
9. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

 - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、意見を述べるができるものとする。
 - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
 - (4) その他、理事および職員は、J A 監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

リスク管理の状況

■ コンプライアンス（法令等遵守）

当会は、協同組合として農業と地域経済・社会の発展に寄与するための社会的責任を負うとともに、金融機関として信用を維持し、健全で適切な運営を確保するという公共的使命を担っております。

こうした社会的責任と公共的使命を全うするために、役職員一丸となったコンプライアンス経営の実践に取り組んでおります。

具体的には、コンプライアンス態勢にかかる企画・推進・進捗管理に関する検討・審議を行うため、コンプライアンス態勢運営要領に基づき、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する他、コンプライアンスにかかる各部門・責任者等の役割などの明確化を図り、関連部署が連携して業務の健全性・適切性の確保を図っております。

また、コンプライアンスの実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、これに基づく取り組みとして法令遵守の自己チェック、役職員の教育・研修の実施など、各種コンプライアンス活動を行い、全役職員に対するコンプライアンス意識の啓蒙と徹底に努めております。

● 会是

当会の組織理念です。

- 一、奉仕と協同
- 二、信用と誠実
- 三、創造と実践

● コンプライアンス基本方針

役職員の行動の指針とするため、「会是」をより具体化し明文化しております。

● コンプライアンス態勢運営要領

コンプライアンス態勢や役職員・各部署の役割を明文化し、コンプライアンス委員会を中心に、コンプライアンス態勢にかかる審議・検討を行い、遵守態勢を確立・発展させていくことを目的として制定しております。

● 役員行為規範

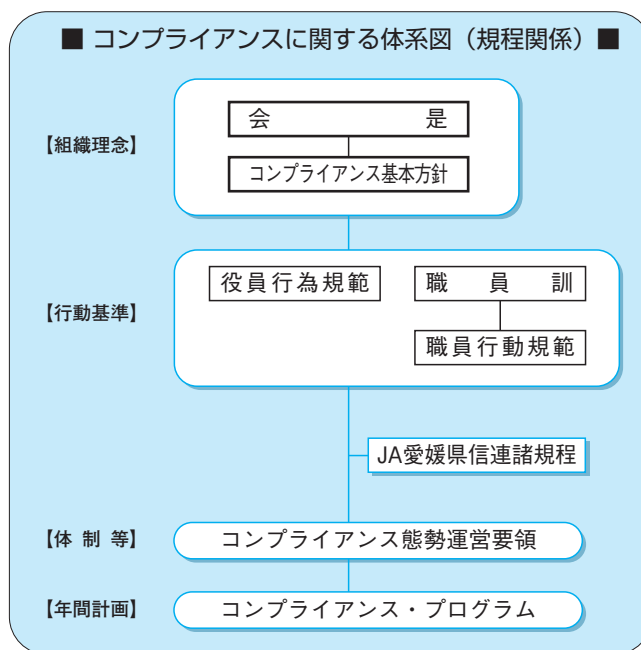
役員（経営管理委員および理事）の行動規範とするため、また、コンプライアンス意識の高揚のために制定しております。

● 職員訓

新しい時代環境に向けた意識改革を行い、職員が生活態度を戒め、自己研鑽を積み、社会の負託に応えることを目的として制定しております。

● 職員行動規範

職員が仕事をしていくうえでの具体的な「行動」のガイドラインとして制定しております。



■ リスク管理態勢

昨今の金融市場は複雑かつ急速なリスクの変動を生起させることから、金融機関経営に損失を与えるリスクの発生の可能性および発生した場合の影響度を把握し適切に管理することは、重要な経営課題となっております。

このような情勢にあるなか、当会は健全性の高い経営を確保し信頼を維持していくために、自己責任に基づくリスク管理態勢の構築に努めているほか、安定的な収益構造を維持・確立するために、リスク管理の充実に努めております。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じております。

● リスクマネジメント態勢

当会は、「リスクマネジメント基本方針」を定め、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクなど、様々なリスクの管理を行う枠組みを構築するとともに、それらを統合的に管理する態勢を整備しております。具体的には、基本方針に沿って「リスクマネジメント規程」を定め、一連のリスク管理を行うとともに、重要事項についてはリスクマネジメント委員会において審議のうえ、意思決定を行う態勢としております。

特に、資金運用にかかる信用・市場リスク管理については、「リスクリミット方針」を定め、与信の集中リスクを回避する他、経営資源の適正配分、リスクに見合った収益の計上により経営の安定化に努めております。

● 貸出審査態勢・余裕金運用態勢

貸出資産の健全性の維持・向上を目指し、定期的に担保評価の見直しを行うとともに、企業の実態的な財務内容把握などにより貸出部門での審査充実を図っております。

また、一定の基準に該当する案件については、貸出部門から独立した二次審査部門において業種特性を踏まえた審査を実施するなど、信用リスク管理の徹底を行っております。

また、余裕金運用に関しては、「余裕金運用規程」に基づき運用方針などを定め、市場環境の変化に対応した効率・安全運用に努めるとともに、運用執行部門（フロント）からリスク管理部門（ミドル）、後方事務部門（バック）を分離し、牽制機能の発揮に努めております。

● 自己査定態勢

資産の査定については、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行い、自己査定結果による適正な償却・引当額の算定を行っております。

また、厳正な自己査定を行うため、独立した二次査定部門において一次査定結果の正確性の検証など、牽制機能が発揮できる態勢としております。

● 内部監査態勢

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、理事会で承認された内部監査計画に基づき、会内全部署を対象に内部監査を実施しております。

内部監査は、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から業務遂行状況を検証・評価し、改善事項の指摘などを通じて業務の適切性の維持・改善に努めております。

内部監査結果は、内部監査終了後、理事長および常勤監事に報告し、定期的に内部監査実施状況を経営管理委員会に報告しております。

更に、各部署においても定期的な自主点検により適正な業務運営と管理に努めております。

併せて、重要な業務や情報の処理を委託する先に対してオンサイトで監査を実施するなど、委託業務が適正に処理されていることを確認しております。

■ 利用者保護等管理態勢

当会では、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保に向けて「利用者保護等管理方針」を定めるとともに、当会との取引にともない、お客さまの利益を不当に害するような利益相反行為を行わないため「利益相反管理方針」を定め、利用者保護に取り組んでおります。

利用者保護等管理方針

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談などをはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用などの防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

利益相反管理方針（概要）

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の種類
「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
 - (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
 - (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。
 - (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
 - (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理態勢

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理態勢を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則などに関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理態勢の検証など

当会は、本方針に基づく利益相反管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ 金融商品の勧誘方針

当会では、役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めております。

金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売などの勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適切な勧誘を行います。

1. お客さまの知識、経験、財産の状況および資産運用の目的を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ 情報セキュリティへの取り組み

当会では、会員・利用者などの皆さまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

情報セキュリティ基本方針（セキュリティポリシー）

1. 当会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事するものの役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる態勢を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

個人情報保護への取り組み

当会では、利用者などの皆さまの個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守しております。

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取り扱いはいたしません。
また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会の本（支）店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理装置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報等を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取り扱い
当会は、仮名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 匿名加工情報の取り扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報と個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取り扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
9. 開示・訂正等、利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
10. 継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取り組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取り扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

■ 金融ADR制度への対応

当会では、お客さまにより一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談および苦情等を受け付けております。

(注)「金融ADR制度」とは、金融商品やサービスに関するお客さまの苦情やお客さまとの紛争について、訴訟によらずに迅速・公平・適切な解決を目指すものであります。

苦情等受付・対応態勢

1. ご相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて会内で協議し、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
2. ご相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
3. 受け付けたご相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、会内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

【当会の相談・苦情受付窓口】

当会の窓口または以下の部署へお申し出ください

担当部署	総務管理部（リスク管理）
電話番号	089-948-5273 FAX 089-943-5807
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
受付媒体	電話、FAX、手紙、面談

4. 当会の他にJAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお電話にてお受けしております。

【JAバンク相談所】

[一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内]

電話番号	03-6837-1359
受付時間	午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

5. 以下の弁護士会が設置・運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、当会「総務管理部(リスク管理)」または上記JAバンク相談所へお申し出ください。なお、愛媛弁護士会へ直接申し立ていただくことも可能です。

【愛媛弁護士会紛争解決センター】

電話番号 089-941-6279
受付時間 午前10時～午前12時
午後1時～午後4時
毎週月曜日～金曜日（祝祭日を除く）

■ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むこととしております。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

1. 運営等

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

4. 組織的な対応

当会は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、公益財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

■ 金融円滑化への取り組み

当会は、農業を基盤とする地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等の地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、重要な役割のひとつとして位置付け、金融円滑化にかかる適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでおります。

金融円滑化にかかる基本方針

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役員員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する態勢
当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のような態勢を整備いたしております。
 - (1) 理事長以下、常勤理事および関係部署長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理します。
 - (2) 融資担当部署長を「金融円滑化管理責任者」とし、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

● 農業者等の経営支援に対する取組方針

農業者・中小事業者などの地域のお客さまから新規融資や貸付条件の変更などの申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の特性を勘案のうえ、公正・迅速・誠実に対応し、理解と信頼が得られるよう努めております。

● 農業者等の経営支援に関する態勢整備

農業者・中小事業者などの地域のお客さまに必要な資金を円滑に供給するため、常勤役員および関係部署長を構成員とする「金融円滑化委員会」を設置し、金融円滑化にかかる対応を一元管理するとともに、「金融円滑化管理責任者」を選任し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めております。

また、個人保証契約について、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守して取り扱うこととしております。

事業の概況

■ 経営環境等

我々 J Aバンクを取り巻く環境は、人口減少・高齢化などの構造的な問題による事業基盤への影響や国内における低金利環境の継続等による資金収支の減少に加え、ウクライナ情勢や円安進行に伴う燃料・原材料価格等の高騰が農業経営に多大な影響を及ぼすなど、極めて厳しい状況にあります。

こうした情勢のもと、令和4年度は、中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の初年度として、基本戦略に掲げる「安定的収益還元機能の強化」、「J Aバンクえひめ本部機能の強化」の主要施策に取り組みました。

「安定的収益還元機能の強化」については、有価証券の計画的な投資に取り組むとともに、地場企業および農業関連法人などへの新規開拓による貸出残高維持に取り組みました。

「J Aバンクえひめ本部機能の強化」では、「農業の夢・ヒアリング訪問」の実施やウクライナ情勢に伴う原油価格・農業資材等の物価高騰の影響を受けた農業者等に対して、「J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金」等により円滑な資金融通に努めるとともに、「取引ランクアップ運動」や次世代との取引拡大に向けた各種キャンペーンの実施、提案型セールスへの実践に取り組みました。

また、地域貢献活動としては、愛媛県と連携し、愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」に愛媛県産米と寄附金を寄贈し、寄贈米を活用した子ども食堂への支援活動を続けております。

以上のような取り組みの結果、経常利益、当期剰余金ともに計画を上回る実績を収めることができました。

■ 業績

令和5年3月末の県内 J A貯金残高は、前年対比136億円減少し2兆497億円となりました。

J A貸出金残高は、前年対比135億円増加し3,717億円となりました。

当会の資金調達では、令和5年3月末貯金残高は、前年対比454億円減少し1兆6,293億円となり、令和4年度期中平均残高は、前年対比318億円減少し1兆6,460億円となりました。

一方、資金運用では、預け金残高は、前年対比579億円減少し9,230億円となり、期中平均残高は、前年対比747億円減少し9,493億円となりました。

貸出金残高は、前年対比32億円増加し967億円となり、期中平均残高は、前年対比25億円減少し939億円となりました。

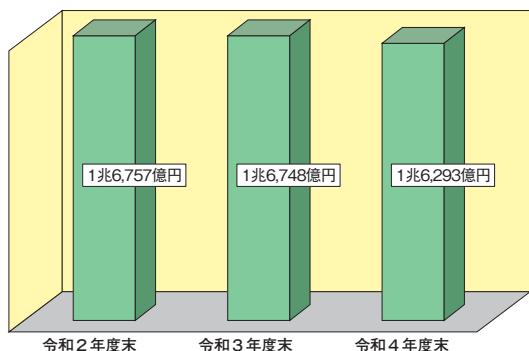
有価証券残高は、前年対比138億円減少し6,086億円となり、期中平均残高は、前年対比277億円増加し6,064億円となりました。

事業収支では、経常収益は181億5千万円、経常費用は138億8千3百万円となりました。この結果、経常利益は、前年対比4億8千3百万円減少し42億6千6百万円となりました。また、当期剰余金は、前年対比3億4千5百万円減少し37億3千7百万円となりました。

資金調達および資金供給の状況

信連の資金調達の状況

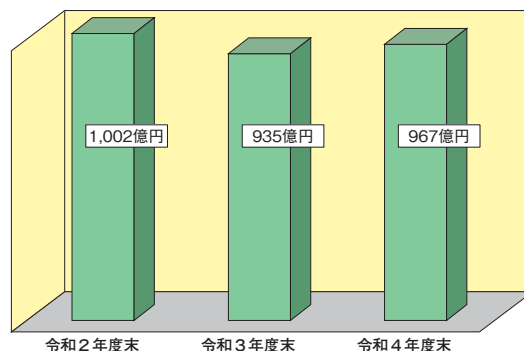
信連貯金等残高の推移



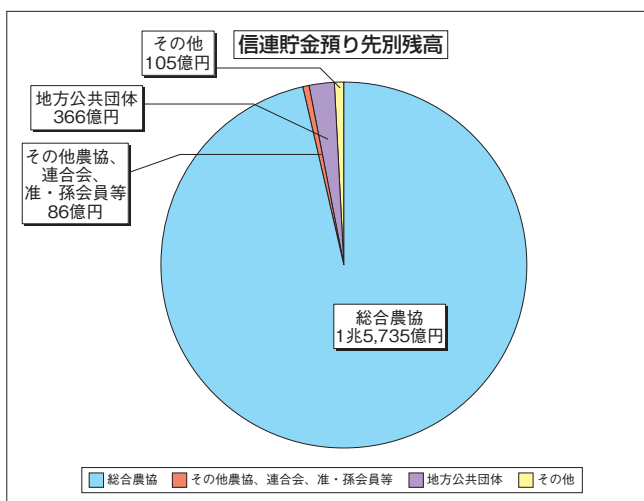
当会の貯金等の残高は、令和5年3月末現在 1兆6,293億円となり、前年対比454億円の減少となりました。

信連の貸出金の状況

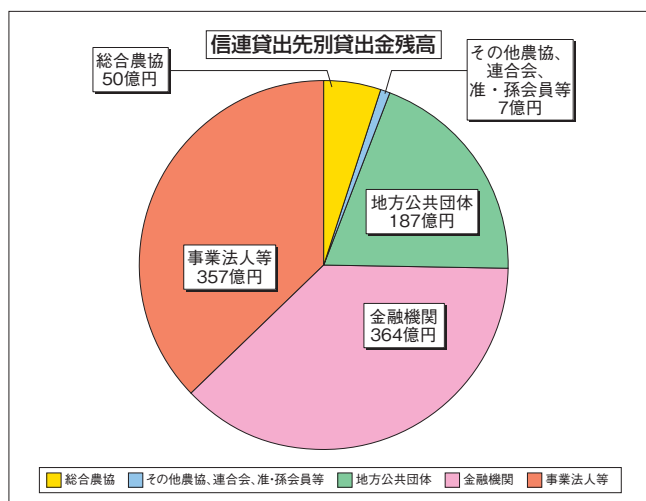
信連貸出金残高の推移



当会の貸出金の残高は、令和5年3月末現在967億円となり、前年対比32億円の増加となりました。



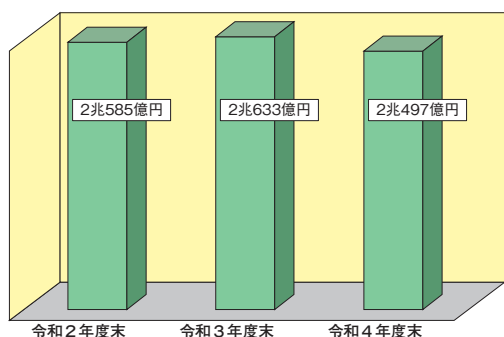
当会の資金調達は主として総合農協（JA）からの貯金によるものであります。



県内JAおよび当会にお預りしている貯金等を原資として、地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っております。

JAの資金調達の状況

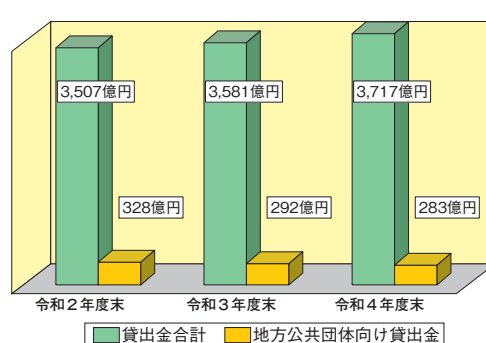
JAの貯金等残高の推移



JAが組合員をはじめ地域の皆さまからお預りしている貯金等の残高は、令和5年3月末現在 2兆497億円となり、前年対比136億円の減少となりました。

JAの貸出金の状況

JAの貸出金残高の推移



JAは、お預りしている貯金等を原資として、組合員・地域の皆さまのさまざまな資金ニーズにお応えするためにご融資を行っております。令和5年3月末現在の貸出金残高は3,717億円、うち地方公共団体向け貸出金は283億円であります。

J Aバンク自己改革への取り組み

【J Aバンク自己改革】

- ① 農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応
- ② J Aが営農経済事業に全力投球できる環境整備
- ③ 農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献

◎ J Aバンクえひめ農業応援県域サポートの実践

農業融資の幅広い対応による金融仲介機能の発揮、農業振興および農業・地域の成長に資する県内J Aにおける取り組みの認知度向上を目指すため、令和4年度も引き続き、農業融資伸長のための助成措置や効果的なPRの展開、県内農畜産物の販路拡大のための情報提供、マスコミなどを活用した農業・地域の情報発信の取り組みに向けた「J Aバンクえひめ農業応援県域サポート」を策定し、農業者、地域を応援いたしました。

◎ J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会の設置

当会を含めた連合会・中央会が連携して、えひめ農業に対する県域応援態勢を一層強化するために、「J Aグループ愛媛担い手サポートセンター連絡協議会」を平成28年4月に設置いたしました。

今後も引き続き、積極的に農業の現場に向かい、県内J Aにおける営農振興の取り組みを支援してまいります。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたオンライン対応を含む就農相談会（移住も含む）の開催、人材派遣会社などと連携した労働力確保支援など、関係機関と連携のうえ積極的に取り組みました。

◎ 地域密着型金融への取り組み

新たな食料・農業・農村基本計画の策定を受け、J Aグループをあげて農業の担い手支援に取り組んでいくなか、J Aバンクえひめとしても、県内J A・当会・農林中金が一体となり、「担い手のメインバンク」としての機能発揮を目指し、担い手金融の強化に積極的に取り組んでおります。

それぞれの役割分担としては、県内J Aは、認定農業者（農家）や集落営農組織・J A出資型農業法人等の担い手を中心に金融対応を行っております。また、当会・農林中金は、J Aの取り組みを支援するとともに、J Aの対応が困難な農業法人等の担い手に対し、直接融資またはJ Aとの協調融資などにより幅広く柔軟な金融対応に努めております。



● 地域農業の発展への取り組み

○ JA 農業おまかせ資金の活用

「組合員に分かりやすく、活用しやすい」をコンセプトに、平成28年6月から県内JAおよび当会で「JA 農業おまかせ資金」の取り扱いを開始し、農業者などの資金ニーズに適切に応えられるよう積極的に取り組んでおります。



○ 農業の夢・ヒアリング訪問の実施

JAバンクえひめでは、令和4年9月～10月にかけて、担い手を中心とする『農業メイン強化先』を訪問し、農業に対する「夢」・「希望」・「将来のプラン」について対話をしながら聞き取りをする「農業の夢・ヒアリング訪問」を実施いたしました。

引き続き、対話から得た情報を基に、金融面・非金融面におけるサポートを行ってまいります。

○ JR 四国との「伊予灘ものがたり」おもてなし企画

JR 四国とJAバンクえひめを代表し当会は、観光誘客・交流人口の拡大や農産物・農産加工品等の情報発信・販路拡大に向けて連携し、相互に協力することを目的に包括協定を締結しております。

令和5年3月の1ヶ月間『「伊予灘ものがたり」おもてなし企画』を実施し、県内外の観光列車乗客に対し、県内農産物と県内農産物を紹介したパンフレットを配布いたしました。



○ 松山大学芳賀ゼミナールと産学連携

平成31年4月に、当会と松山大学経営学部経営学科芳賀ゼミナールは、農業者・農業法人などが抱える様々な課題を相互に連携協力して解決するために「協働事業書」を締結し、毎年テーマを選定のうえ協働事業に取り組んでおります。

令和4年度は、県内JAが運営する飲食施設の商品開発およびプロモーションの提案を研究課題に取り上げ、大学生の柔軟な発想やアイデアを生かした課題解決に向けた様々な提案がありました。



○ テレビ「元気！えひめ農業」放送による情報発信

JAバンクえひめでは、平成28年度から南海放送のテレビ番組「元気！えひめ農業」を制作し、農業応援にかかる積極的な情報発信に取り組んでおります。

令和元年度からは、次世代の「えひめ農業」を担う生産者・団体等にスポットを当てた番組内容に見直し、令和3年度からは、放送回数を年4回から年6回に増やして、県産農畜産物のPR、農業振興および農業・地域の成長に資するJAグループの取り組みを積極的に情報発信しております。

番組名『JAバンクえひめPresents「元気！えひめ農業～えひめ農業の未来を応援～」』



●担い手農業者の経営のライフステージに応じた支援

○各種農業資金、制度資金の提供

J A と連携・協調し、J A 農業おまかせ資金、農業近代化資金、農業近代化資金、新スーパー S 資金、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金などの各種農業資金、制度資金などを貸出しております。

【主な制度資金など】

名 称	資 金 の 概 要
農業制度資金（愛媛県関係資金）	
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のため、低利で提供される長期の制度資金であります。施設の取得・拡張、設備・農機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしております。
農業経営改善促進資金（新スーパー S 資金）	「認定農業者」の農業経営に必要な運転資金のため、低利で提供される短期の制度資金であります。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的にご利用できます。
農業制度資金（日本政策金融公庫資金）	
農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）	「認定農業者」の経営改善のための長期資金であります。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
経営体育成強化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期資金であります。返済期間が15年を超える、資金規模が大きい、農地取得を含むなどの場合にご利用できます。
農業改良資金	農業の「担い手」の新作物分野・新技術へのチャレンジ、新たな加工・流通部門への進出など、高リスク農業への取り組み支援のため、無利子で提供される長期資金であります。
農林漁業セーフティネット資金	災害や経営環境の変化などにより経営状況が悪化した農林漁業者に対し、経営の維持安定に必要な資金を融通する資金であります。
青年等就農資金	認定新規就農者が青年等就農計画の達成に必要な経費のために、無利子で提供される長期の制度資金であります。
J A 独自資金	
J A 農業おまかせ資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から長期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに低利かつ迅速に融通する J A バンクえひめ独自の資金であります。
アグリマイティー資金	施設の取得・拡張、設備・農機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金であります。
アグリスーパー資金	水田・畑作経営所得安定対策にかかる対象者の方のための農業経営に必要な運転資金ニーズに対応できる J A バンク独自の資金であります。
J A 農機ハウスローン	組合員の営農に必要な長期資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金であります。
J A 新規就農応援資金	青年等就農資金などの制度資金の補完を行うことで、新規就農者の就農定着を支援する J A バンク独自の資金であります。
営農ローン	組合員の営農に必要な営農資金に利用でき、迅速な対応が可能な J A バンク独自の資金であります。設定した借入枠の範囲内で何度でも借入れと返済ができ、効率的にご利用できます。
当会独自資金	
信連アグリサポート資金	農業者（個人・法人）が行う農業生産および農産物の加工・流通・販売などに関する運転資金・設備資金を低利かつ迅速に融通する当会独自の資金であります。

（注）上記商品の詳細は、お近くの J A 窓口にお問合せください。

○ J Aバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金の取り扱い

新型コロナウイルスの影響を受けている農業者に対して、必要な資金を円滑に融通することにより農業経営の安定化を支援することを目的に、令和2年3月から「J Aバンクえひめ新型コロナウイルス対策資金」の取り扱いを開始し、経営相談に適切に対応しております。

令和5年度についても期間を延長して取り扱うこととしております。

○ J Aバンクえひめ園地復旧支援資金の取り扱い

平成30年7月西日本豪雨の被災園地の再建に取り組む担い手農業者の資金ニーズに円滑に対応することにより、将来の不安解消を後押しするとともに、農業経営の安定化に寄与することを目的に、平成31年4月から「J Aバンクえひめ園地復旧支援資金」の取り扱いを開始し、災害復興支援に取り組んでおります。

○ J Aバンクえひめ農地整備事業サポート資金の取り扱い

担い手農業者への農地集積や新規就農者への農地の確保、更には高収益作物の生産および高品質化に向けて行政機関が取り組む農地整備事業に参入する担い手農業者の資金ニーズに円滑に対応し、農業経営の安定化、就農定着に寄与することを目的に、令和3年11月に「J Aバンクえひめ農地整備事業サポート資金」の取り扱いを開始し、行政と一体となって愛媛農業の振興に取り組んでおります。

○ J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金の取り扱い

ウクライナ情勢の悪化に伴う原油・原材料などの価格高騰の影響を受けた農業者に対して、必要な資金を円滑に融通することにより、資金繰りや農業経営の安定化を支援することを目的に、「J Aバンクえひめ原油・原材料等価格高騰対策資金」を創設し、令和4年10月からの取り扱い開始し、令和5年度についても期間を延長して取り扱うこととしております。

○ 農業融資にかかる利子助成等支援

担い手農業者の経営支援を目的として、農業融資にかかるJ Aバンク利子補給（全国）、J Aバンクえひめ利子補給、J Aバンクえひめ保証料助成などを実施しております。

○ 相談対応支援

経営相談機能の強化の一環として、平成28年5月に「アグリウェブ」を本格的に開設し、ウェブ上での農業経営相談を可能といたしました。

アグリウェブは、農業経営に必要な基礎知識から押さえておくべき最新情報などを随時公開しており、経営全般、財務、税務、法務、労務管理、加工・販売、生産、お役立ち情報のテーマに分かれております。また、新機能として会員限定の経営診断などの機能を併せもっている農業に関わる全ての方の農業ポータルサイトであります。

トピックス

● JAバンクえひめ年金受取強化運動

JAバンクえひめでは、年金お受け取り世代応援のため「年金受取強化運動」を実施いたしました。

更に、年金友の会会員向けの会報誌「ゆとりんく」を発行いたしました。



● 個人貯金キャンペーン

JAバンクえひめでは、お客さまの資産形成の一助として、令和4年6月15日～8月31日まで「えがおの食卓～2022夏～」(懸賞品付定期貯金)、令和4年11月1日～12月30日まで「えがおの食卓～2022冬～」(懸賞品付定期貯金)を実施いたしました。



● 個人IB増強運動

JAバンクえひめでは、非対面取引によるJA利用者の利便性の向上に向けた取り組みとして、令和4年3月～令和5年2月末まで「令和4年度 個人IB増強運動」を実施いたしました。



● 給与振込はJAにおまかせキャンペーン

JAバンクえひめでは、新社会人などの新生活応援のため、令和5年2月1日～5月31日まで「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を実施いたしました。



● 住宅情報番組などへの番組提供

J Aバンクえひめでは、お客さまのマイホーム取得を応援するため、住宅取得等にかかるお得情報のCMを住宅情報番組「おうちラボ」（毎週土曜日9時25分放映）で計6カ月間（令和4年4月～令和4年6月、令和5年4月～令和5年6月）、住宅情報番組「まっすんの陽あたり良好」（毎週土曜日10時25分放映）で9カ月間（令和5年4月～令和5年12月）放映いたしました。



● 各種ローン（住宅・マイカー・教育）ご利用感謝訪問の実施

J Aバンクえひめでは、J Aで各種ローン（住宅・マイカー・教育）をご利用いただいているお客さまへ日頃の感謝を伝えるため、「J A住宅ローンご利用感謝訪問」および「J Aマイカーローン・J A教育ローンご利用感謝訪問」（令和4年6月1日～令和4年10月31日）を実施いたしました。

● ライフサポートキャンペーン

J Aバンクえひめでは、地域の皆さまのカーライフならびにリフォーム資金ニーズにお応えするため、ライフサポートキャンペーンとして、「J Aマイカーローンキャンペーン」と「J Aリフォームローンキャンペーン」を令和4年7月1日～令和5年5月31日までの期間実施いたしました。



■ 文化的・社会的貢献活動

● 地域イベントへの協賛などを通じた地域密着の取り組み

地域密着・地域貢献の一環として、地域イベントに積極的に参加・応援しております。

○ 小学生スポーツ大会への特別協賛

愛媛県における小学生スポーツ振興応援の一環として、「第7回JAバンクえひめカップ愛媛県小学生男子ソフトボール大会」（令和4年5月開催）ならびに第46回を迎える「南海放送・JAバンクえひめカップ 愛媛県U-12サッカー大会」（令和4年7月開催）に特別協賛し、小学生スポーツを通じて、子どもたちの心身の健全な育成を支援しております。



○ えひめ・まつやま産業まつり

すごいもの博2022への協賛

令和4年11月26日、27日に3年ぶりに開催された「えひめ・まつやま産業まつりすごいもの博2022」に協賛するとともに、JAバンクえひめのブースを設け、お餅を販売いたしました。また、餅つきの体験コーナーも設け、地域の皆さまと一緒にまつりを盛り上げました。



○ 第60回「愛媛マラソン」への協賛

令和5年2月12日に開催された第60回「愛媛マラソン」に特別協賛するとともに、JAバンクえひめのブースを設け、県産米を使用した「おにぎり」を配布いたしました。また、当会陸上部も大会に出場し、地域の皆さまとのふれあい、ご声援の温かさを実感いたしました。



○ 愛媛県内の国公立小学校への教材本贈呈事業の実施

令和4年4月1日に愛媛県内の小学5年生を対象に、子どもたちが農業や食、自然環境への理解を深めるきっかけとなることを願い、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を約1万4千部贈呈いたしました。

令和5年度についても、継続して教材本贈呈事業を実施することとしております。



○ 子どもの愛顔応援ファンドへの支援

愛媛県が子どもや子育て世代の支援のために創設した「子どもの愛顔応援ファンド」の趣旨に賛同し、県内の農家の方が心を込めて作ったお米と寄附金を寄贈いたしました。なお、提供したお米は、「子どもの愛顔応援ファンド」を通じて、県内の子ども食堂へ届けられております。

○ 「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」への参加

当会では、「えひめ消費者志向おもいやり自主宣言」に賛同し、健全で安全・安心な消費社会と持続可能な社会の実現に向けた取り組みを促進しております。

当会の経営理念のもと、「愛媛農業の振興と活力ある地域社会の発展に貢献」を掲げ、消費・環境の面からSDGsの達成を目指しております。

○ JAバンクえひめピンクリボン運動の取り組み

地域貢献活動（CSR）の一環として「乳がん」への正しい知識の普及や早期発見・早期治療の大切さを伝えることを目的に、JAバンクえひめとしてピンクリボン運動に取り組みました。

愛媛県内のJA本所などに募金箱を設置して募金活動を行い、集められた募金はピンクリボンえひめ協議会へ寄付のうえ、各種活動に役立てられております。



○ 振り込め詐欺未然防止運動

J Aバンクえひめでは、高齢者を狙った「振り込め詐欺」などの特殊詐欺被害が社会問題となっているため、県内J Aおよび当会の金融窓口職員が、貯金キャンペーン期間に振り込め詐欺の注意喚起メッセージを掲げた黄色いタスキをつけて、振り込め詐欺ストップ運動を実施いたしました。



○ 運転免許自主返納制度支援

愛媛県警で取り組んでいる「高齢者が運転免許を自主的に返納しやすい環境を整備し、交通事故を減少させる取り組み」に協力するため、運転免許証を自主的に返納した方に対し、優遇金利を適用する「運転免許自主返納応援定期貯金」の販売を行いました。



○ 非接触検温器の設置

感染症等拡大防止にかかるインフラを整備し、ご来店のお客さまに安心して金融窓口をご利用いただくとともに、感染症拡大防止の注意喚起を図ることを目的に、県内J Aの金融店舗等に非接触検温器221台を設置しております。

今後も、感染症等拡大防止へ向けた取り組みを続けてまいります。

● 少子高齢化社会への対応

愛媛県が推進する少子・高齢化対策に賛同し、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、子育て支援やワークライフバランスのとれた職場づくりに努めております。

● 「移動金融店舗車」の運行

県内J Aが実施する中山間地域などにおける金融サービスの確保・地域貢献、ならびに大規模災害発生時の金融対応策（BCP対応）として、「移動金融店舗車」を導入し継続運行しております。車内には、一般の店舗と同様に窓口カウンターを設置し、お客さまと対面で金融サービスの提供を行っております。



● 公共募金活動への協力

緑の募金、交通遺児育英募金、その他災害支援募金などへの寄付協力や各種ボランティア活動を通じて、社会的貢献に取り組んでおります。

● 地球環境に優しい暮らしをされる方を応援するローン商品の提供

J Aバンクえひめでは、地球環境に優しい暮らしをされる地域の皆さまを応援するためのローン商品を提供しております。

1. J A住宅ローン「とくとくプラン」

この商品は3年、5年、10年の固定金利期間選択型の住宅ローンです。

固定金利期間終了後、再度固定金利を選択された方に対して、以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。



○ 次のいずれかに該当される方

エコ対応サポート	<ul style="list-style-type: none"> ● オール電化住宅 ● ガス省エネ住宅（エコウィル、エネファームなど） ● 太陽光発電住宅
----------	---

2. とくとくりフォームローン

この商品は、お住いの増改築などリフォーム工事にご利用いただくことができ、工事の中で以下の項目に該当すると金利を引き下げることとしております。

○ 次のいずれかに該当される方

耐震リフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の基礎部分の補強 ● 筋かいを入れるなどの壁の補強 ● 土台と柱を金物で固定 など
バリアフリーリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 階段の勾配緩和 ● 手すりの取り付け ● 段差の解消 など
省エネリフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光発電設備 ● 太陽熱温水器 ● オール電化設備（電気温水器、IHクッキングヒーターなど） ● ガス省エネシステム（エコウィル、エネファームなど） ● 断熱工事（壁などの断熱工事、二重サッシの取り付け）など

**住宅ローンをはじめとする各種ローンのご相談は、
県内JA・愛媛県信連の下記ローン相談窓口をお気軽にご利用ください。**

JAうま <small>四国中央市中曾根町1596番地2 TEL0896-24-2327 ローンセンター</small>	JAえひめ未来 <small>新居浜市田所町3番63号 TEL0897-37-8739 新居浜ローンセンター</small>	JA周桑 <small>西条市内原町油田1701番地1 TEL0898-68-7800 商業共済部 融資課</small>	JAおちいまばり <small>今治市北宝来町1丁目4番地1 TEL0898-33-7270 ファイナンシャルセンター 夢見館</small>	JA今治立花 <small>今治市北島生町3丁目3番14号 TEL0898-23-0246 金融共済部 営業課</small>
JA松山市 <small>松山市三番町8丁目325番1 TEL089-946-0050 金融部 貸付課</small>	JAえひめ中央 <small>松山市千寿町8丁目128番地1 TEL089-943-8731 金融部 金融企画課</small>	JA愛媛たいき <small>大洲市東大洲1582番地 TEL0893-59-4182 金融部 営業課</small>	JAにしろわ <small>八幡浜市江戸岡1丁目12番10号 TEL0894-24-1118 金融部 貸金運用課</small>	JAひがしうわ <small>西予市宇和町御之町2丁目462番地 TEL0894-62-1212 金融部 融資課</small>
JAえひめ南 <small>宇和島市栄町港3丁目303番地 TEL0895-22-8108 信用部 営業課</small>				

JAバンクえひめ
(愛媛県内JA/県信連)
【JAバンクえひめ】は、愛媛県内11JAと県信連の総称です。

JAバンクえひめホームページにて商品の
内容をご確認ください。ぜひご利用ください。
JAバンクえひめ 検索
0120-374-889

JAとのお取引が初めての方もお気軽にご相談ください。
(ご利用には組合員加入のため出資をしていただくこととなります。)

業務内容

事業のご案内

貯金業務

会員 J A や連合会などの農業団体および地方公共団体はもとより、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしております。総合口座、当座貯金、普通貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけるよう取り揃えております。

【主な貯金商品】

種類	特 色	お預入期間	お預入単位等	
総合口座	普通貯金に定期貯金・定期積金をセットすることで、自動融資機能を持たせた貯金です。「貯める」、「受取る」、「支払う」、「借りる」の機能を備えた便利な口座です。個人のお客さま専用です。			
普通貯金	貯金保険制度による保護対象商品です。（無利息型の普通貯金は全額保護されます。）	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
定期貯金	定期貯金・定期積金の残高の90%（最高500万円）まで自動融資が受けられます。	各定期貯金の種類に準じます。	各定期貯金の種類に準じます。	
当座貯金	商取引のご決済口座として、小切手・手形をご利用いただく場合に便利な貯金です。無利息貯金です。			
普通貯金	出し入れ自由で、毎日の暮らしの財布代わりとしてご利用いただける便利な貯金です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
普通貯金 無利息型（決済用）	普通貯金を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。			
J A 教育資金 贈与専用口座	教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,500万円以下 (1円単位)	
J A 結婚子育て資金 贈与専用口座	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。原則として貯金者の結婚・子育て資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が50歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,000万円以下 (1円単位)	
成年後見支援貯金 (普通貯金)	口座開設・払戻・送金・口座解約には家庭裁判所の指示書を必須とする成年後見制度に対応した商品です。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
成年後見支援貯金 無利息型（決済用）	成年後見支援貯金(普通貯金)を無利息型にすることで、貯金保険制度による全額保護の対象商品です。			
貯蓄貯金	お預入残高に応じて金利が設定されます。	期間の制限はありません。	1円以上 (1円単位)	
通知貯金	まとまった資金の短期運用にご利用いただけます。	7日以上	50,000円以上 (1円単位)	
定期貯金	スーパー定期貯金	お預入期間は1カ月以上5年以内で自由にお選びいただけます。また、3年以上には複利型もご用意しております。	定型方式 1カ月以上5年以内	1円以上 (1円単位)
	大口定期貯金	1,000万円からの大口資金運用に有利で安全な商品です。	期日指定方式 1カ月超5年未満	1,000万円以上 (1円単位)
	期日指定定期貯金	預入日から1年経過後は、払戻日を1カ月前までに指定することにより一部または全額のお引出しができます。個人のお客さま対象の定期貯金です。	最長預入期間3年	1円以上 300万円未満 (1円単位)
	積立式定期貯金	月々のお積立を期日指定定期貯金（満期型で1年未満はスーパー定期貯金、または大口定期貯金）でお預かりします。法人の場合にはスーパー定期貯金、または大口定期貯金にてお預かりします。定期的な積立以外に余裕があれば、いつでも自由に預入れができます。	満期型 6カ月以上10年以内 エンドレス型 積立期限に定めはありません	1回当たり 1円以上 (1円単位)
財形貯蓄	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預け入れは給与等から天引きですので、無理なく確実に財産形成ができます。	3年以上	
	財形年金貯金	2カ月または3カ月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。	5年以上	1回当たり 1円以上 (1円単位)
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。		
定期積金	ライフサイクルに合わせてコツコツ積立していくのに最適です。	定型方式 6カ月以上10年以内 期日指定方式 6カ月超10年未満	1回当たり 1,000円以上 (1円単位)	
譲渡性貯金 (NCD)	1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	定型方式 1カ月以上5年以内 期日指定方式 7日以上5年未満	1,000万円以上 (1円単位)	

(注) その他商品については、貯金窓口でお尋ね下さい。

貸出業務

当会は、会員JAや連合会などへの貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまに必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体、農業関連産業などへの貸出も実施し、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しております。

融資の種類	融資先	資金使途	融資限度額	融資期間および返済方法	担保・保証
一般的な融資	法人・個人の皆さま	設備資金 運転資金	最高限度額を事業年度ごとに決定します。	資金使途などに応じてご相談のうえ決定します。	必要に応じて提供させていただきます。

(注) 上記は一般的なご融資の場合ですので、個別の融資相談については、融資窓口でお尋ねください。

受託・代理貸付業務

当会は、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業者、農業経営体および農業関係団体の皆さまに農業生産基盤の向上に必要な長期・低利資金の取り扱いや、地域の皆さまにご子弟の進学のための教育資金や住宅の建設・購入などに必要な長期・低利資金を取り扱っております。

為替・振替決済業務

当会は、県内JAの決済業務本部として、全国のJAならびに他金融機関との貯金ネットサービスや為替取引をはじめ、給与・年金の口座振込、各種公共料金の口座振替、クレジットカードやデビットカードによる代金決済などの取り扱いを通じ、地域の皆さまへのサービス向上に努めております。

資金運用業務

当会は、皆さまからお預かりした資金を貸出金として運用するほか、農林中金への預け金や国内外の金融証券市場で有効証券などにより効率的に運用しております。有効証券運用では、リスク管理の徹底により安全性・流動性を確保するとともに収益性の向上に努めております。

金融支援業務

当会は、JA組合員・地域の皆さまのニーズにお応えし、より質の高い金融サービスをご提供するため、JAバンクえひめの戦略企画、新商品の開発、マーケティング・PR活動などを行っております。

指導・相談業務

当会は、JAバンクえひめの健全性・信頼性確保を図るため、JAの経営・体制整備状況を調査・把握し、JAバンクシステムの適正な運営に努めております。また、JAにおける信用事業の内部統制整備支援やコンプライアンス態勢、リスク管理強化を始め、金融サービスの向上およびJAの人材育成支援として、JA職員向けの集合研修・出前研修を実施するとともに、JAからの金融法務（年金・債権管理回収他）・BISシステムなどに関する相談に対応しております。

ローンサポート業務

JAローンの迅速かつ良質なサービスを提供するため、JAに対する各種サポートを行っております。具体的には、住宅関連業者へのPR活動などの営業サポート、審査書類代行作成などの審査サポートなどを行っております。

公金取扱業務

愛媛県指定代理金融機関として公金の収納および支払いを行っております。

国債窓口販売業務

皆さまの幅広い運用ニーズにお応えするため、長期利付国債などの窓口販売を行っております。

電算業務

県内JAおよび当会における貯金・貸出・為替・インターネットバンキングなどのオンライン取引は、全国統一の信用オンラインシステムであるJASTEMシステムにおいて正確かつ迅速に処理を行っております。

■ その他の業務およびサービス

J Aキャッシュカードにつきましては、全国のJ Aが設置するA T Mや、ゆうちょ銀行、セブン銀行、コンビニA T M（ローソン銀行・E-netA T M）等での入出金が可能となっております。

また、全国キャッシュサービス（M I C S）に加盟している金融機関のA T Mでの出金および残高照会が可能となっており、J Aキャッシュカードの利用機会が広がっております。

その他に事業主の皆さまのための給与振込・総合振込サービスのお取り扱いや、代金取立業務、J Aバンクアプリ・J Aネットバンクなどサービス向上に努めております。

【主な手数料】

● 為替手数料（消費税含）

令和5年7月1日現在

区 分	定時定額 自動振込	総合振込		窓口利用		
		媒体利用	帳票			
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	110円 220円	110円 330円	330円 550円
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円	330円 550円
		3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円	330円 550円
	他金融機関 あて	電信扱 3万円未満 3万円以上	275円 330円	275円 330円	495円 660円	605円 770円
— —			— —	— —	660円 880円	
給与振込 手数料 1件につき	当会本支店・系統金融機関あて				無 料	
	他金融機関あて				220円	
送金手数料 1件につき	当会本支店・県内系統金融機関あて				440円	
	他金融機関あて				660円	
小切手等の店頭入金 ※1 1通につき					220円	
代金取立 手数料 1通につき	当会本支店あて				220円	
	電子交換				440円	
	個別取立 ※2				1,100円	
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1件につき				880円	
	不渡手形返却料 1通につき				880円	
	取立手形組戻料 1通につき				880円	
	取立手形店頭呈示料 1通につき				880円	

※1 当会本支店を支払場所とする店頭入金は、無料です。

※2 電子交換所に参加しない金融機関宛ての手形・小切手等、郵送対応が必要となるものであります。

● A T M利用手数料[振込]（消費税含）

令和5年7月1日現在

区 分	A T M利用				
	県内J A キャッシュカード	県外J A キャッシュカード	※他行 キャッシュカード		
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	220円 440円
	当会本支店・ 県内系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無 料 無 料	無 料 無 料	220円 440円
		3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	220円 440円
	他金融 機関あて	電信扱 3万円未満 3万円以上	385円 550円	385円 550円	495円 660円
— —			— —	— —	

※他行キャッシュカードにて当会のATMを利用して振込する場合、上記手数料のほかに別途時間帯に応じてATM支払手数料が必要となります。
(提携金融機関の場合、無料時間帯もあり)

● 各種取引持込手数料 (消費税込)

令和5年7月1日現在

区 分	内 容	手数料 (消費税込)
振込依頼書持込手数料	振込依頼書 (連記式) の持込、または、振込依頼書 (単票) の持込が1日5枚以上になった場合	2,200円
媒体持込手数料	各種振込 (給与・賞与・総合) および口座振替を紙媒体、USBメモリーなどの電子媒体で処理を依頼される場合	2,200円

● JAネットバンク利用手数料 (消費税込)

令和5年7月1日現在

区 分		個人契約		法人契約		
		振込 (振替)	振込 (振替)	総合振込	給与振込	
月額基本手数料	照会振込サービス	—	1,100円	—	—	
	照会振込+データ伝送サービス	—	3,300円			
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無料 無料	無料 無料	無料 無料	
	当会本支店・県内 系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	無料 無料	110円 220円	110円 220円	
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円	110円 220円	
	他金融機関あて	3万円未満 3万円以上	220円 220円	275円 330円	275円 330円	

- 1.「県内系統金融機関」とは、愛媛県内の農業協同組合をいいます。
- 2.「県外系統金融機関」とは、愛媛県外の農業協同組合・信用農業協同組合連合会、愛媛県内外の漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会および農林中金をいいます。
- 3.視覚障がいのお客さまなど(視覚障がいの方・手が不自由な方など、ATMを利用して振込手続きを行うことが困難な方)の窓口利用の振込手数料は、ATM利用手数料となります。

● JAデータ伝送サービス (ADP) 利用手数料 (消費税込)

令和5年7月1日現在

月間取扱件数	月額基本手数料
1件 ~ 1,500件	3,300円
1,501件 ~ 3,000件	6,600円
3,001件 ~ 6,000件	13,200円
6,001件 ~ 12,000件	26,400円
12,001件 ~	33,000円

※ JAデータ伝送サービス(ADP)の月額基本手数料については、データ伝送サービスの取扱いのみであります。

区 分		振込 (振替)	総合振込	給与振込
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満 3万円以上	無料 無料	無料 無料
	当会本支店・県内 系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円
	県外系統金融機関あて	3万円未満 3万円以上	110円 220円	110円 220円
	他金融機関あて	3万円未満 3万円以上	275円 330円	275円 330円

● 電さいネット利用手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

区 分		利用者登録	代行登録
月額基本手数料	J A ネットバンク 法人契約が必須	無 料	
電債発生記録債務者手数料	同一店内	330円	1,100円
電債発生記録債権者手数料	本支店内	330円	1,100円
電債譲渡記録手数料	系統内	330円	1,100円
電債分割記録手数料	他 行	660円	1,100円
電債保証記録手数料		330円	1,100円
電債支払等記録手数料			
電債変更記録手数料			
電債残高証明書 (定例発行) 手数料		—	1,650円

● 各種発行手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

区 分		内 容	手 数 料
小切手用紙交付料		1冊(50枚)につき	3,300円
約束手形用紙交付料		1冊(50枚)につき	3,300円
為替手形用紙交付料		1冊(50枚)につき	3,300円
自己宛小切手発行手数料		1枚につき	550円
残高証明書 発行手数料	当 会 所 定 様 式	1通につき	440円
	監 査 法 人 所 定 様 式	1通につき	3,300円
	そ の 他 様 式	1通につき	1,650円
融資証明書発行手数料		1通につき	440円
利息証明書発行手数料		1通につき	440円
取引履歴明細表発行手数料		1口座につき	550円
再 発 行 手 数 料	通 帳	1冊につき	1,100円
	証 書	1枚につき	1,100円
	キャッシュ(ローン)カード	1枚につき	1,100円
	ICキャッシュカード	1枚につき	1,100円
	ICキャッシュ・クレジット 一体型カード	1枚につき	1,100円

● ATM利用手数料〔預入・支払〕（消費税含）

令和5年7月1日現在

キャッシュ（ローン）カードの区分			利用時間	手数料		
JA キャ ッシュ カード	当会キャッシュカード 県内キャッシュカード	お預入 お支払	平日 土曜日・日曜日・祝日	無料		
	県外キャッシュカード	お預入 お支払	平日 土曜日・日曜日・祝日			
JFマリンバンクカード		お支払	平日 土曜日・日曜日・祝日	無料		
伊予銀行カード 愛媛銀行カード 三菱UFJ銀行カード		お支払	平日	8:00～ 8:45 110円 8:45～18:00 無料 18:00～21:00 110円		
			土曜日・日曜日・祝日	8:00～21:00 110円		
			他行カード （JFマリンバンクカード、 伊予銀行カード、愛媛銀行 カード、三菱UFJ銀行カ ードは除きます）	お支払	平日	8:00～ 8:45 220円 8:45～18:00 110円 18:00～21:00 220円
					土曜日・日曜日・祝日	8:00～21:00 220円
ゆうちょ銀行ATM利用 （当会キャッシュカードでゆ うちょ銀行のATMを利用 した場合の手数料です）		お預入 お支払	平日	8:00～ 8:45 110円 8:45～18:00 無料 18:00～21:00 110円		
			土曜日・日曜日・祝日	8:00～21:00 110円		
			セブン銀行ATM利用 イーネットATM利用 ローソン銀行ATM利用 （当会キャッシュカードでセブ ン銀行、イーネット、ローソ ン銀行のコンビニATMを利 用した場合の手数料です）	お預入 お支払	平日	8:00～ 8:45 110円 8:45～18:00 無料 18:00～21:00 110円
					土曜日	8:00～ 9:00 110円 9:00～14:00 無料 14:00～21:00 110円
日曜日・祝日	8:00～21:00 110円					

- 上記手数料は、ATM1回あたりの利用手数料であります。
- 当会、県内JAおよび全国のJAが発行するキャッシュカードで当会を含む全国のJAが設置するATMおよび全国のJFマリンバンクが設置するATMを利用された場合の手数料は終日無料となります。
ただし、他行と共同設置しているATMについては、手数料が必要となる場合があります。
*JFマリンバンクとは、信用事業を行う全国の信漁連・漁協などが構成するグループの総称であります。
- ATMのご利用時間は設置場所により異なります。
【ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATM提携】
 - 当会が発行するキャッシュカードでゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行のATMを利用して、お預入・お支払取引がご利用いただけます。手数料は、上記一覧表のとおりとなります。
 - ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引がご利用いただけますが、お預入取引はご利用いただけません。
 - ゆうちょ銀行が発行するキャッシュカードを利用して、当会ATMからお支払取引がご利用いただいた場合の手数料は、ゆうちょ銀行が定めた手数料となります。

● 口座開設手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
当座貯金口座開設手数料	1 口座につき	5,500円

● 両替手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
両 替 手 数 料 ※両替前後で多い方の枚数を適用	1～30枚	当会に口座をお持ちのお客様 無料 ※1
		上記以外のお客様 220円
	31～100枚	220円
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚毎 330円加算

- ※1 ご本人の通帳もしくはキャッシュカードを窓口へご提示いただきます。
 ※2 同一金種の新札への両替、汚損した現金の両替、記念硬貨の交換は無料。

● 大量硬貨入出金手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

区 分	内 容	手 数 料
大 量 硬 貨 入 出 金 手 数 料	1～100枚	無料
	101～500枚	440円
	501～1,000枚	770円
	1,001枚～	1,000枚毎 330円加算

● 未利用口座管理手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

内 容	手 数 料
年 間	1,320円

※令和3年10月1日以降に開設された普通貯金・貯蓄貯金口座のうち、最終取引日から2年以上取引がなく、かつ、貯金残高が1万円未満の口座を対象とします。

● 個人情報開示等事務手数料 (消費税含)

令和5年7月1日現在

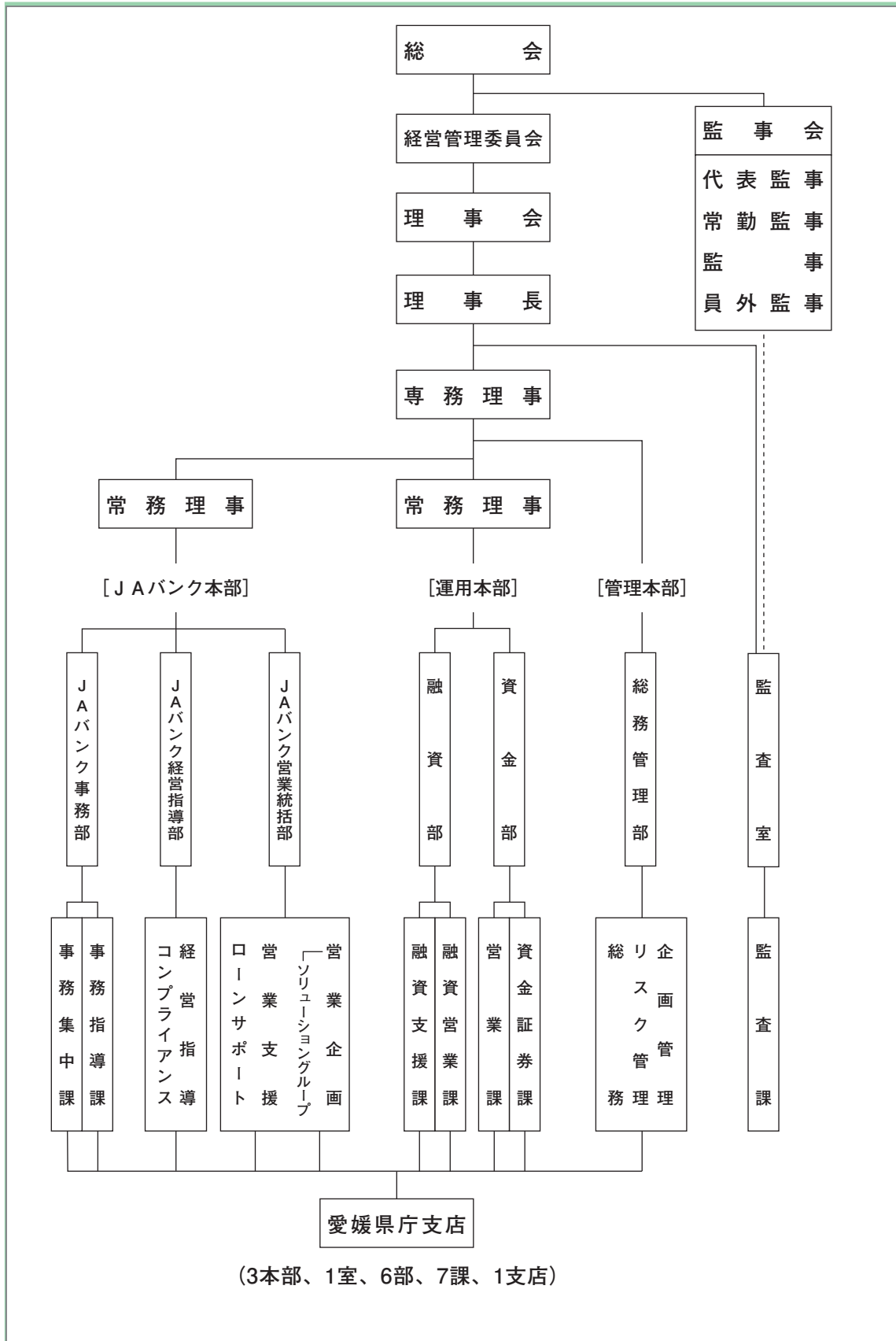
受 け 渡 し 方 法		手 数 料
個 人 情 報 開 示 等 事 務 手 数 料	店頭でお受け取りの場合	1件につき 550円
	郵送の場合	1件につき 1,100円

組 織

当会の組織

● 機 構

令和5年7月1日現在



■ 会 員 数

資 格 別	令和 5 年 3 月 末	令和 4 年 3 月 末	令和 3 年 3 月 末
正 会 員	20	20	20
准 会 員	13	13	13
合 計	33	33	33

■ 役 員 (令和 5 年 7 月 24 日 現在)

經 営 管 理 委 員 会	經 営 管 理 委 員 会 会 長	阿 部 和 孝
	經 営 管 理 委 員	山 内 謙 治
	經 営 管 理 委 員	加 藤 尚
	經 営 管 理 委 員	合 田 久
	經 営 管 理 委 員	都 築 雅 秀
	經 営 管 理 委 員	石 野 満 章
	經 営 管 理 委 員	林 博
	經 営 管 理 委 員	越 智 恵 吾
	經 営 管 理 委 員	西 本 満 俊

理 事 会	代 表 理 事 理 事 長	二 宮 敬 明
	代 表 理 事 専 務	竹 田 一 郎
	常 務 理 事	朝 山 孝 則
	常 務 理 事	宇 都 宮 久 嗣

監 事 会	代 表 (常 勤) 監 事	桐 田 明 男
	監 事	菊 地 秀 明
	監 事	桑 田 誠
	監 事	吉 見 一 弥
	員 外 監 事	渡 部 義 行

■ 職 員 数

区 分	令和 5 年 3 月 末	令和 4 年 3 月 末	令和 3 年 3 月 末
男 子 職 員	85	86	88
女 子 職 員	47	46	46
合 計	132	132	134

■ 店 舗 一 覧

令和 5 年 7 月 1 日 現在

店 舗 名	所 在 地	代 表 電 話 番 号
本 所	松 山 市 南 堀 端 町 2 番 地 3	(089) 948-5211
愛 媛 県 庁 支 店	松 山 市 一 番 町 4 丁 目 4 番 地 2	(089) 921-8068

● 特定信用事業代理業者の状況

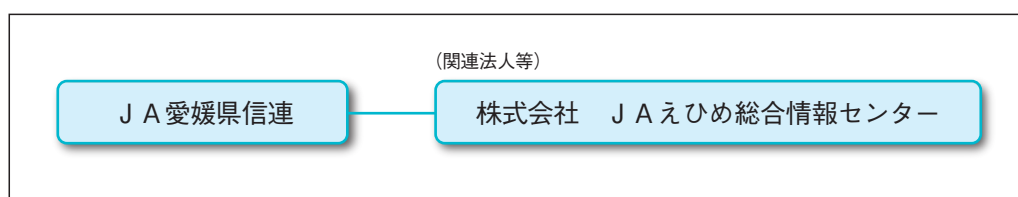
該当する取引はありません。

● 子会社等の状況

【子会社等の数】

	令和5年3月末	令和4年3月末	増減数
子会社	0	0	0
子法人等	0	0	0
関連法人等	1	1	0
合計	1	1	0

【組織の構成】



【子会社等の概況】

会社名	株式会社 JA えひめ総合情報センター
所在地	松山市土居田町31番地1
主要な事業内容	農業協同組合、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会、関連子会社の情報処理および情報対策・指導業務 それに付随する一切の業務
設立年月日	昭和52年2月8日
資本金総額	200百万円
当会の議決権比率	30.0%
当会および他の子会社の議決権比率	30.0%



【株JAえひめ総合情報センター】

役員等の報酬体系

■ 役員

● 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

● 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬などの種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬などの支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っております。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬など	70	9

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員9名、理事4名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっております。なお、令和4年度において使用人兼務役員はおりません。

● 対象役員の報酬などの決定

【役員報酬（基本報酬）】

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員毎の報酬額については経営管理委員会において、理事毎の報酬額については理事会において決定し、監事毎の報酬額については監事の協議によって決定しております。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員毎の報酬額の決定にあたっては、役員等報酬審議会（構成：JAの常勤役員等の中から経営管理委員会会長が委嘱した委員9名）および信連常勤役員報酬審議会（構成：JAの常勤役員等の中から理事長が委嘱した委員7名）に諮問をし、その答申を踏まえて各々の役職・責務などを勘案して決定しております。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額も答申を踏まえて決定しております。

【役員退職慰労金】

役員退職慰労金については、役員退任給与金引当規程に基づき算定し、総会で経営管理委員、理事および監事毎に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任給与金引当規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各々の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しております。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しております。

■ 職員など

● 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受けもののうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職したものも含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額などの平均額としております。

3. 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬などと同等額以上の報酬などを受けものはおりません。

■ その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬などの体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを引き起こす要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬などの体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬などと業績の連動に関する事項」その他「報酬などの体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

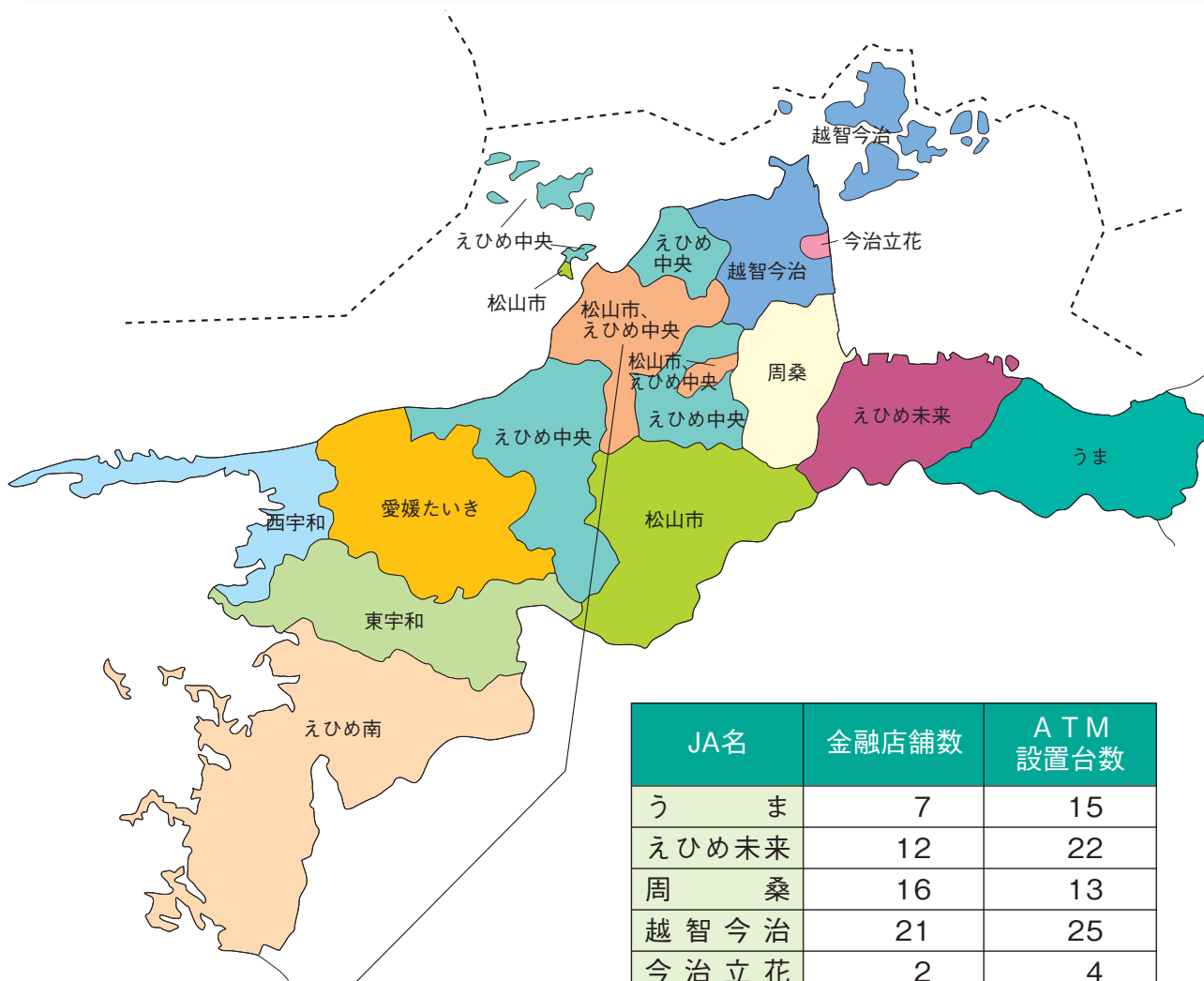


沿革・あゆみ

昭和23年	・愛媛県信用農業協同組合連合会が発足
33年	・信連創立10周年
34年	・信連貯金100億円突破
38年	・信連貯金200億円突破
39年	・機構改革により5事務所となる
40年	・農協会館竣工
41年	・内国為替業務取扱いを開始
43年	・信連創立20周年
47年	・信連貯金1,000億円突破
48年	・愛媛県指定代理金融機関となる
52年	・信連貯金3,000億円突破
53年	・信連創立30周年 ・全国銀行内国為替制度へ加盟 ・愛媛県農協電算センター竣工
54年	・農協信用事業オンライン開始
56年	・信連貯金5,000億円突破
59年	・「全国農協貯金ネットサービス」開始
60年	・信連貯金7,000億円突破
61年	・「ふるさと共同サービス」へ加盟 ・国債窓販取扱い開始
63年	・信連創立40周年
平成元年	・信連貯金1兆円突破
3年	・サンデーバンキングの取扱いを開始
4年	・信連貯金1兆2,000億円突破
6年	・機構改革により融資業務を本所へ集中
7年	・機構改革により貯金業務を本所へ集中
8年	・「農協オンラインバンキングシステム」(NOBS)稼働
10年	・信連創立50周年
11年	・愛媛銀行とのATM・CD無料化提携
12年	・JA貯金1兆5,000億円突破
13年	・「JAバンクシステム」始動
14年	・「JAネットバンク」を開始

平成15年	・ゆうちょとのATM提携(出金・残高)
16年	・経営管理委員会制度を導入
18年	・全国統一の信用オンラインシステム(JASTEM)へ移行 ・ATMのIC化対応 ・セブン銀行とのATM提携(出金・残高)
19年	・「JAバンクアグリサポート事業」を展開 ・JA住宅ローン「とくとくプラン」発売 ・ゆうちょ・セブン銀行とのATM提携(入金)
20年	・信連創立60周年 ・JAバンクにおけるATM顧客手数料の全国一律無料化 ・三菱東京UFJ銀行とのATM提携
21年	・「年金花道キャンペーン」を展開 ・JAローン残高1,000億円突破
22年	・JA貯金1兆6,000億円突破 ・JFマリンバンクとのATM終日無料化提携、ゆうちょとのATM平日無料化提携 ・年金ふれあいコンサートの開催
23年	・「給与振込はJAにおまかせキャンペーン」を展開
25年	・JAバンクえひめ長期ビジョン「JA貯金2兆円の早期達成」を設定 ・JA貯金1兆7,000億円突破 ・伊予銀行およびコンビニ2社(ローソン・イーネット)ATM無料化提携 ・JA直売所スタンプラリーを展開
26年	・事業本部制を導入 ・「買い物弱者支援」と「振り込み詐欺未然防止のための声かけ支援」によるダブルサポート施策を展開
27年	・JA貯金1兆8,000億円突破 ・愛媛県と「災害時連携協力協定」締結 ・県内金融機関と「災害発生時相互支援協定」締結
28年	・「JAバンクえひめ農業所得増大・地域活性化応援プログラム」を展開 ・信連貯金1兆5,000億円突破
29年	・JA貯金1兆9,000億円突破 ・移動金融店舗車を導入
30年	・信連創立70周年 ・JA貯金2兆円突破
令和2年	・JAローン残高2,000億円突破

JAバンクえひめの店舗網



JA愛媛県信連 本所

〒790-8555
 愛媛県松山市南堀端町2番地3
 TEL 089 (948) 5211 (受付)
 FAX 089 (943) 5807

JA名	金融店舗数	ATM 設置台数
うま	7	15
えひめ未来	12	22
周桑	16	13
越智今治	21	25
今治立花	2	4
松山市	38	41
えひめ中央	25	47
愛媛たいき	12	13
西宇和	10	20
東宇和	5	14
えひめ南	8	46
愛媛県信連	2	8
計	158	268

(注) 1. 令和5年7月1日現在
 2. ATM設置台数は、他行などとの共同設置分を含みます。

最寄の店舗情報は、JAバンクえひめホームページ「店舗・ATM」から検索できます。

(JAバンクえひめホームページ) <https://www.jabank-ehime.or.jp>

資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	44
●損益計算書	45
●経費の内訳	46
●キャッシュ・フロー計算書	47
●剰余金処分計算書	48
●注記表	49

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	65
●利益総括表	65
●事業純益	65
●資金運用収支の内訳	66
●受取・支払利息の増減額	66

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	67
●定期貯金残高	67

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	67
●貸出金の金利条件別内訳残高	67
●貸出金の担保別内訳残高	68
●債務保証見返の担保別内訳残高	68
●貸出金の用途別内訳残高	68
●貸出金の業種別残高	69
●主要な農業関係の貸出金残高	69
●受託貸付金残高	70
●農協法に基づく開示債権の状況および 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	71
●元本補填契約のある信託にかかる 農協法に基づく開示債権の状況	71
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	71
●貸出金償却の額	71

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	72
●商品有価証券種類別平均残高	72
●有価証券残存期間別残高	72

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	73
●金銭の信託の時価情報	73
●デリバティブ取引等	74

経営諸指標

●利益率	74
●貯貸率・貯証率	74

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	75
1. 自己資本の状況	75
2. 信用リスクに関する事項	78
3. 信用リスク削減手法に関する事項	81
4. 派生商品取引および 長期決済期間取引のリスクに関する事項	82
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	84
6. オペレーショナル・リスクに関する事項	84
7. 出資その他これに類する エクスポージャーに関する事項	85
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	86
9. 金利リスクに関する事項	86

財務諸表の適正性等に関する確認

●会計監査人の監査	89
-----------	----

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科目	令和4年度 (令和5年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	1,965	2,022	貯金	1,605,089	1,652,848
預け金	923,096	981,022	当座貯金	18,332	17,281
系統預け金	906,948	968,564	普通貯金	5,816	6,349
系統外預け金	16,147	12,458	貯蓄貯金	37	36
金銭の信託	34,711	29,323	別段貯金	11,646	12,244
有価証券	608,615	622,431	定期貯金	1,569,231	1,616,910
国債	12,966	24,906	定期積金	24	26
地方債	6,711	1,561	譲渡性貯金	24,259	21,998
社債	10,959	11,422	借入金	5,600	9,000
外国証券	76,008	89,625	代理業務勘定	0	0
受益証券	501,969	494,914	その他負債	1,381	2,784
貸出金	96,785	93,526	貸付留保金	130	-
手形貸付	296	397	未払法人税等	177	231
証書貸付	54,631	57,560	金融派生商品負債	140	1,605
当座貸越	5,373	2,294	仮受金	29	33
金融機関貸付	36,482	33,264	その他の負債	87	83
割引手形	-	10	未払費用	814	829
その他資産	2,700	2,489	前受収益	1	2
従業員貸付金	391	318	諸引当金	3,273	3,330
差入保証金	81	81	相互援助積立金	2,579	2,517
仮払金	3	9	賞与引当金	58	61
未収金	902	655	退職給付引当金	609	712
その他の資産	252	260	役員退職慰労引当金	26	38
未収収益	1,050	1,132	繰延税金負債	-	3,160
前払費用	17	32	債務保証	359	354
有形固定資産	1,487	1,513	負債の部合計	1,639,964	1,693,476
建物	421	440	(純資産の部)		
土地	1,045	1,045	出資金	43,010	43,010
その他の有形固定資産	20	27	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
無形固定資産	58	39	再評価積立金	3	3
ソフトウェア	54	35	利益剰余金	63,863	62,849
その他の無形固定資産	3	3	利益準備金	29,955	29,055
外部出資	76,118	76,118	その他利益剰余金	33,908	33,793
系統出資	75,142	75,142	経営安定化対策積立金	4,200	4,200
系統外出資	915	915	特別積立金	23,390	23,390
子会社等出資	60	60	当期末処分剰余金	6,317	6,203
繰延税金資産	570	-	(うち当期剰余金)	(3,737)	(4,082)
債務保証見返	359	354	会員資本合計	106,877	105,862
貸倒引当金	△ 70	△ 82	その他有価証券評価差額金	983	10,900
			繰延ヘッジ損益	△ 1,426	△ 1,481
			評価・換算差額等合計	△ 443	9,419
			純資産の部合計	106,433	115,282
資産の部合計	1,746,397	1,808,759	負債及び純資産の部合計	1,746,397	1,808,759

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度 (自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	令和3年度 (自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
経常収益	18,150	16,775
資金運用収益	9,255	11,559
貸出金利息	917	899
預け金利息	18	23
有価証券利息配当金	3,265	4,797
その他受入利息	5,054	5,838
(うち受取奨励金)	(4,523)	(5,047)
(うち受取特別配当金)	(528)	(787)
役務取引等収益	1,063	1,096
受入為替手数料	29	30
その他の受入手数料	1,033	1,065
その他の役務取引等収益	0	0
その他事業収益	6,913	3,513
受取出資配当金	1,071	1,071
受取助成金	9	29
国債等債券売却益	5,832	2,412
その他経常収益	918	606
貸倒引当金戻入益	12	8
金銭の信託運用益	875	565
その他の経常収益	30	32
経常費用	13,883	12,025
資金調達費用	8,212	8,721
貯金利息	32	44
譲渡性貯金利息	3	2
その他支払利息	8,176	8,673
(うち支払奨励金)	(8,176)	(8,673)
役務取引等費用	1,146	1,144
支払為替手数料	6	6
その他の支払手数料	1,139	1,138
その他事業費用	2,385	180
支払助成金	88	156
国債等債券売却損	2,296	22
金融派生商品費用	0	1
経費	2,032	1,885
人件費	1,177	1,102
物件費	778	715
税金	77	67
その他経常費用	107	93
相互援助積立金繰入額	61	61
金銭の信託運用損	27	16
その他の経常費用	18	15
経常利益	4,266	4,750
特別利益	0	0
その他の特別利益	0	0
特別損失	0	5
固定資産処分損	0	3
その他の特別損失	-	1
税引前当期利益	4,267	4,744
法人税、住民税及び事業税	481	642
法人税等調整額	48	20
法人税等合計	529	662
当期剰余金	3,737	4,082
当期首繰越剰余金	2,580	2,120
当期未処分剰余金	6,317	6,203

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
人 件 費	1,177	1,102
役員報酬	70	70
給料手当	835	788
うち賞与引当金繰入額	58	61
福利厚生費	178	174
退職給付費用	83	59
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入額	9	9
物 件 費	778	715
事業推進費	51	47
債権管理費	1	2
旅費交通費	15	10
業務費	440	382
負担金	103	106
施設費	162	163
雑費	2	2
税 金	77	67
合 計	2,032	1,885



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和3年度
	(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)	(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	4,267	4,744
減価償却費	47	47
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 12	△ 8
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 103	△ 51
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	46	59
資金運用収益	△ 9,255	△ 11,559
資金調達費用	8,212	8,721
有価証券関係損益 (△は益)	△ 3,536	△ 2,390
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 848	△ 548
為替差損益 (△は益)	△ 1,389	△ 1,111
貸出金の純増 (△) 減	△ 3,258	6,742
預け金の純増 (△) 減	51,000	35,000
貯金の純増減 (△)	△ 45,498	△ 908
借入金の純増減 (△)	△ 3,400	△ 11,900
資金運用による収入	10,343	12,467
資金調達による支出	△ 8,239	△ 8,800
事業分量配当金の支払額	△ 1,920	△ 1,912
その他	△ 143	△ 1,263
小 計	△ 3,689	27,328
法人税等の支払額	△ 535	△ 550
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,224	26,778
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 69,420	△ 73,610
有価証券の売却による収入	38,193	19,981
有価証券の償還による収入	34,850	15,803
金銭の信託の増加による支出	△ 5,512	△ 7,408
金銭の信託の減少による収入	△ 27	100
固定資産の取得による支出	△ 40	△ 14
外部出資の増加による支出	—	△ 4
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,955	△ 45,152
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	△ 6,983	△ 19,176
VI 現金及び現金同等物の期首残高	57,010	76,187
VII 現金及び現金同等物の期末残高	50,027	57,010

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和4年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	6,317	6,203
2 剰余金処分量	3,485	3,622
(1) 利益準備金	800	900
(2) 任意積立金	—	—
経営安定化対策積立金	—	—
特別積立金	—	—
(3) 出資配当金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事業分量配当金	1,882	1,920
3 次期繰越剰余金	2,831	2,580

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりであります。

令和4年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%
令和3年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりであります。

令和4年度ネット定期貯金平均残高に対して
0.100% 1,580百万円
0.0127% 200百万円 (令和4年度特別措置)
0.0064% 101百万円 (令和4年度特別措置)
令和3年度ネット定期貯金平均残高に対して
0.100% 1,619百万円
0.0186% 301百万円 (令和3年度特別措置)

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の、積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準などは次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認められた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

注記表

令和4年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。</p>	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかるとする事項に関する注記	<p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。</p> <p>(9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。</p> <p>(10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>																		
2 会計方針の変更に関する注記	<p>「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置の取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。</p> <p>これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>																		
3 会計上の見積りに関する注記	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 70百万円</p> <p>② 識別した項目にかかるとする重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」 「(8) 引当金の計上方法」 「①貸倒引当金」に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分への大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。</p> <p>c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>																		
4 貸借対照表に関する注記	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,271百万円であります。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td>2百万円</td> <td>1百万円</td> <td>3百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済の担保として預金30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取扱いの担保として預金30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、374百万円であります。</p> <p>(6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>62 百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>62 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	2百万円	1百万円	3百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円	危険債権額	62 百万円	三月以上延滞債権額	— 百万円	貸出条件緩和債権額	— 百万円	合計額	62 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	2百万円	1百万円	3百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円																		
危険債権額	62 百万円																		
三月以上延滞債権額	— 百万円																		
貸出条件緩和債権額	— 百万円																		
合計額	62 百万円																		

項目	注記事項														
4 貸借対照表に関する注記	<p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和4年度末残高はありません。</p> <p>(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,036百万円であります。</p> <p>(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金17,840百万円が含まれております。</p>														
5 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>0 〃</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>294百万円</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引高</td> <td>294 〃</td> </tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	294百万円	うち事業取引高	294 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	294百万円														
うち事業取引高	294 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
6 金融商品に関する注記	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJAなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券などであり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べ方法（繰延ヘッジ）を適用しております。</p> <p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。</p> <p>貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。</p> <p>これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。更に、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。</p> <p>有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。</p>														

項目	注記事項
<p>6 金融商品に関する注記</p>	<p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和5年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で24,959百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。</p>

項目	注記事項																																																														
6 金融商品に関する注記	<p>(2) 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>時価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td>923,096 百万円</td> <td>923,031 百万円</td> <td>△64 百万円</td> </tr> <tr> <td>金銭の信託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他の金銭の信託</td> <td>34,711 〃</td> <td>34,711 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> その他有価証券</td> <td>608,615 〃</td> <td>608,615 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>96,785 〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金</td> <td>68 〃</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 貸倒引当金控除後</td> <td>96,716 〃</td> <td>96,887 〃</td> <td>171 〃</td> </tr> <tr> <td>資産計</td> <td>1,663,139 〃</td> <td>1,663,246 〃</td> <td>107 〃</td> </tr> <tr> <td>貯金</td> <td>1,629,348 〃</td> <td>1,629,173 〃</td> <td>△175 〃</td> </tr> <tr> <td>負債計</td> <td>1,629,348 〃</td> <td>1,629,173 〃</td> <td>△175 〃</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘッジ会計が適用されているもの</td> <td>(140) 百万円</td> <td>(140) 百万円</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>デリバティブ取引計</td> <td>(140) 〃</td> <td>(140) 〃</td> <td>— 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。</p> <p>2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。</p> <p>3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金24,259百万円を含めております。</p> <p>4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。</p> <p>② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明</p> <p>【資産】</p> <p>a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。</p> <p>c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。</p> <p>市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。</p> <p>なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。</p> <p>相場価格が入手できない場合には、取引金融機関などの第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティなどが含まれております。</p> <p>d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。</p> <p>また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。</p> <p>【負債】</p> <p>a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。</p> <p>また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。</p>				貸借対照表計上額	時価	差額	預け金	923,096 百万円	923,031 百万円	△64 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	34,711 〃	34,711 〃	— 〃	有価証券				その他有価証券	608,615 〃	608,615 〃	— 〃	貸出金	96,785 〃			貸倒引当金	68 〃			貸倒引当金控除後	96,716 〃	96,887 〃	171 〃	資産計	1,663,139 〃	1,663,246 〃	107 〃	貯金	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃	負債計	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(140) 百万円	(140) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(140) 〃	(140) 〃	— 〃
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																												
預け金	923,096 百万円	923,031 百万円	△64 百万円																																																												
金銭の信託																																																															
その他の金銭の信託	34,711 〃	34,711 〃	— 〃																																																												
有価証券																																																															
その他有価証券	608,615 〃	608,615 〃	— 〃																																																												
貸出金	96,785 〃																																																														
貸倒引当金	68 〃																																																														
貸倒引当金控除後	96,716 〃	96,887 〃	171 〃																																																												
資産計	1,663,139 〃	1,663,246 〃	107 〃																																																												
貯金	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃																																																												
負債計	1,629,348 〃	1,629,173 〃	△175 〃																																																												
デリバティブ取引																																																															
ヘッジ会計が適用されているもの	(140) 百万円	(140) 百万円	— 百万円																																																												
デリバティブ取引計	(140) 〃	(140) 〃	— 〃																																																												

項 目	注 記 事 項																																																																																
6 金融商品に関する注記	<p>【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レートなどが含まれております。</p> <p>③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">非 上 場 株 式</td> <td style="text-align: right;">237百万円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">組 合 出 資 金 等</td> <td style="text-align: right;">75,880百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。</p> <p>④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">923,096百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">17,812 〃</td> <td style="text-align: right;">45,897 〃</td> <td style="text-align: right;">75,647 〃</td> <td style="text-align: right;">102,344 〃</td> <td style="text-align: right;">102,274 〃</td> <td style="text-align: right;">255,997 〃</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td style="text-align: right;">17,812 〃</td> <td style="text-align: right;">45,897 〃</td> <td style="text-align: right;">75,647 〃</td> <td style="text-align: right;">102,344 〃</td> <td style="text-align: right;">102,274 〃</td> <td style="text-align: right;">255,997 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">23,816 〃</td> <td style="text-align: right;">15,504 〃</td> <td style="text-align: right;">11,418 〃</td> <td style="text-align: right;">8,173 〃</td> <td style="text-align: right;">5,945 〃</td> <td style="text-align: right;">31,926 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">964,725 〃</td> <td style="text-align: right;">61,402 〃</td> <td style="text-align: right;">87,066 〃</td> <td style="text-align: right;">110,517 〃</td> <td style="text-align: right;">108,220 〃</td> <td style="text-align: right;">287,923 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）3,778百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約付貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。</p> <p>⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">1,581,001百万円</td> <td style="text-align: right;">24,036百万円</td> <td style="text-align: right;">43百万円</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td style="text-align: right;">24,259 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,605,261 〃</td> <td style="text-align: right;">24,036 〃</td> <td style="text-align: right;">43 〃</td> <td style="text-align: right;">7 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。</p>	貸借対照表計上額		非 上 場 株 式	237百万円	組 合 出 資 金 等	75,880百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	923,096百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃	貸出金	23,816 〃	15,504 〃	11,418 〃	8,173 〃	5,945 〃	31,926 〃	合 計	964,725 〃	61,402 〃	87,066 〃	110,517 〃	108,220 〃	287,923 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,581,001百万円	24,036百万円	43百万円	7百万円	－ 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	24,259 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,605,261 〃	24,036 〃	43 〃	7 〃	－ 〃	－ 〃				
貸借対照表計上額																																																																																	
非 上 場 株 式	237百万円																																																																																
組 合 出 資 金 等	75,880百万円																																																																																
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																											
預け金	923,096百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																											
有価証券	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃																																																																											
その他有価証券のうち満期があるもの	17,812 〃	45,897 〃	75,647 〃	102,344 〃	102,274 〃	255,997 〃																																																																											
貸出金	23,816 〃	15,504 〃	11,418 〃	8,173 〃	5,945 〃	31,926 〃																																																																											
合 計	964,725 〃	61,402 〃	87,066 〃	110,517 〃	108,220 〃	287,923 〃																																																																											
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																											
貯金	1,581,001百万円	24,036百万円	43百万円	7百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																											
譲渡性貯金	24,259 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																																											
合 計	1,605,261 〃	24,036 〃	43 〃	7 〃	－ 〃	－ 〃																																																																											
7 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="background-color: #d9e1f2;">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">71,315 百万円</td> <td style="text-align: right;">61,542 百万円</td> <td style="text-align: right;">9,773 百万円</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td style="text-align: right;">2,029 〃</td> <td style="text-align: right;">1,986 〃</td> <td style="text-align: right;">42 〃</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td style="text-align: right;">499 〃</td> <td style="text-align: right;">494 〃</td> <td style="text-align: right;">5 〃</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td style="text-align: right;">3,444 〃</td> <td style="text-align: right;">3,393 〃</td> <td style="text-align: right;">51 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">65,341 〃</td> <td style="text-align: right;">55,667 〃</td> <td style="text-align: right;">9,673 〃</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">267,341 〃</td> <td style="text-align: right;">252,938 〃</td> <td style="text-align: right;">14,403 〃</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">338,657 〃</td> <td style="text-align: right;">314,480 〃</td> <td style="text-align: right;">24,176 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="background-color: #d9e1f2;">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">35,330 百万円</td> <td style="text-align: right;">36,129 百万円</td> <td style="text-align: center;">△ 798 百万円</td> </tr> <tr> <td>国 債</td> <td style="text-align: right;">10,937 〃</td> <td style="text-align: right;">11,079 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 142 〃</td> </tr> <tr> <td>地方債</td> <td style="text-align: right;">6,212 〃</td> <td style="text-align: right;">6,453 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 241 〃</td> </tr> <tr> <td>社 債</td> <td style="text-align: right;">7,514 〃</td> <td style="text-align: right;">7,600 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 85 〃</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">10,667 〃</td> <td style="text-align: right;">10,995 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 328 〃</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td style="text-align: right;">234,627 〃</td> <td style="text-align: right;">257,499 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 22,872 〃</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">269,958 〃</td> <td style="text-align: right;">293,628 〃</td> <td style="text-align: center;">△ 23,670 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">608,615 〃</td> <td style="text-align: right;">608,109 〃</td> <td style="text-align: right;">506 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記差額合計から繰延税金負債140百万円を差し引いた金額366百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">40,435百万円</td> <td style="text-align: right;">5,832百万円</td> <td style="text-align: right;">2,296百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">40,435 〃</td> <td style="text-align: right;">5,832 〃</td> <td style="text-align: right;">2,296 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	71,315 百万円	61,542 百万円	9,773 百万円	国 債	2,029 〃	1,986 〃	42 〃	地方債	499 〃	494 〃	5 〃	社 債	3,444 〃	3,393 〃	51 〃	その他	65,341 〃	55,667 〃	9,673 〃	そ の 他	267,341 〃	252,938 〃	14,403 〃	小 計	338,657 〃	314,480 〃	24,176 〃	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	35,330 百万円	36,129 百万円	△ 798 百万円	国 債	10,937 〃	11,079 〃	△ 142 〃	地方債	6,212 〃	6,453 〃	△ 241 〃	社 債	7,514 〃	7,600 〃	△ 85 〃	その他	10,667 〃	10,995 〃	△ 328 〃	そ の 他	234,627 〃	257,499 〃	△ 22,872 〃	小 計	269,958 〃	293,628 〃	△ 23,670 〃	合 計		608,615 〃	608,109 〃	506 〃		売却額	売却益	売却損	債 券	40,435百万円	5,832百万円	2,296百万円	合 計	40,435 〃	5,832 〃	2,296 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																													
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	71,315 百万円	61,542 百万円	9,773 百万円																																																																													
	国 債	2,029 〃	1,986 〃	42 〃																																																																													
	地方債	499 〃	494 〃	5 〃																																																																													
	社 債	3,444 〃	3,393 〃	51 〃																																																																													
	その他	65,341 〃	55,667 〃	9,673 〃																																																																													
	そ の 他	267,341 〃	252,938 〃	14,403 〃																																																																													
	小 計	338,657 〃	314,480 〃	24,176 〃																																																																													
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	35,330 百万円	36,129 百万円	△ 798 百万円																																																																													
	国 債	10,937 〃	11,079 〃	△ 142 〃																																																																													
	地方債	6,212 〃	6,453 〃	△ 241 〃																																																																													
	社 債	7,514 〃	7,600 〃	△ 85 〃																																																																													
	その他	10,667 〃	10,995 〃	△ 328 〃																																																																													
	そ の 他	234,627 〃	257,499 〃	△ 22,872 〃																																																																													
	小 計	269,958 〃	293,628 〃	△ 23,670 〃																																																																													
合 計		608,615 〃	608,109 〃	506 〃																																																																													
	売却額	売却益	売却損																																																																														
債 券	40,435百万円	5,832百万円	2,296百万円																																																																														
合 計	40,435 〃	5,832 〃	2,296 〃																																																																														

項 目	注 記 事 項																		
8 金銭の信託に関する注記	<p>金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="445 329 1386 499"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸借対照表 計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> <th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th> <th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他の 金銭の信託</td> <td>34,711百万円</td> <td>33,857百万円</td> <td>853百万円</td> <td>1,620百万円</td> <td>766百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.上記差額合計から繰延税金負債236百万円を差し引いた金額616百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>						貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	34,711百万円	33,857百万円	853百万円	1,620百万円	766百万円		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの														
その他の 金銭の信託	34,711百万円	33,857百万円	853百万円	1,620百万円	766百万円														
9 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table border="1" data-bbox="539 875 1158 994"> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td> <td>712百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>83 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△186 〃</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td>609 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table border="1" data-bbox="539 1048 1158 1115"> <tbody> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>609百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>609百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 退職給付に関する損益</p> <table border="1" data-bbox="603 1182 1082 1216"> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>83百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法などを廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、13百万円となっております。 また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、116百万円となっております。</p>					期首における退職給付引当金	712百万円	退職給付費用	83 〃	退職給付の支払額	△186 〃	期末における退職給付引当金	609 〃	退職給付債務	609百万円	退職給付引当金	609百万円	簡便法で計算した退職給付費用	83百万円
期首における退職給付引当金	712百万円																		
退職給付費用	83 〃																		
退職給付の支払額	△186 〃																		
期末における退職給付引当金	609 〃																		
退職給付債務	609百万円																		
退職給付引当金	609百万円																		
簡便法で計算した退職給付費用	83百万円																		

項 目	注 記 事 項																																																
10 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">168 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">16 /</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">714 /</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">30 /</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">7 /</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金の未払利息</td> <td style="text-align: right;">188 /</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">546 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">13 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,685 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△716 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">969 /</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△376 百万円</td> </tr> <tr> <td>外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△22 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△399 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">570 /</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.7 %</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.3 %</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.5 /</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△12.2 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">0.4 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.3 /</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">12.4 /</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	168 百万円	賞与引当金超過額	16 /	相互援助積立金超過額	714 /	未払事業税	30 /	役員退職慰労引当金超過額	7 /	支払奨励金の未払利息	188 /	繰延ヘッジ損益	546 /	その他	13 /	繰延税金資産小計	1,685 /	評価性引当額	△716 /	繰延税金資産合計 (A)	969 /	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△376 百万円	外債未収利息	△22 /	繰延税金負債合計 (B)	△399 /	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	570 /	法定実効税率 (調整)	27.7 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5 /	事業分量配当金	△12.2 /	評価性引当額の増減	0.4 /	その他	△0.3 /	税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4 /
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	168 百万円																																																
賞与引当金超過額	16 /																																																
相互援助積立金超過額	714 /																																																
未払事業税	30 /																																																
役員退職慰労引当金超過額	7 /																																																
支払奨励金の未払利息	188 /																																																
繰延ヘッジ損益	546 /																																																
その他	13 /																																																
繰延税金資産小計	1,685 /																																																
評価性引当額	△716 /																																																
繰延税金資産合計 (A)	969 /																																																
繰延税金負債																																																	
その他有価証券評価差額金	△376 百万円																																																
外債未収利息	△22 /																																																
繰延税金負債合計 (B)	△399 /																																																
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	570 /																																																
法定実効税率 (調整)	27.7 %																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.5 /																																																
事業分量配当金	△12.2 /																																																
評価性引当額の増減	0.4 /																																																
その他	△0.3 /																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.4 /																																																
11 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td style="text-align: right;">60 百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td style="text-align: right;">222 /</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資損失の金額</td> <td style="text-align: right;">△17 /</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60 百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	222 /	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△17 /																																										
関連法人等に対する投資の金額	60 百万円																																																
持分法を適用した場合の投資の金額	222 /																																																
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△17 /																																																
12 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																

注記表

令和3年度（自令和3年4月1日 至令和4年3月31日）

項 目	注 記 事 項
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。</p> <p>(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券 <ul style="list-style-type: none"> 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式など <ul style="list-style-type: none"> …原価法（売却原価は移動平均法により算定） <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。</p> <p>(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建 物 3年～50年 その他 3年～15年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(8) 引当金の計上方法</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。</p> <p>なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。</p>

項 目	注 記 事 項								
1 重要な会計方針にかかるとする事項に関する注記	<p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。</p> <p>⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。</p> <p>(9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。</p> <p>(10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。</p>								
2 会計方針の変更に関する注記	<p>(1) 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。</p> <p>(2) 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）などを当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる、当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>								
3 表示方法の変更に関する注記	<p>農協法施行規則第127条第3項第1号、第204条第1項第1号の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されたことに伴い、当事業年度よりリスク管理債権の範囲や債権の分類にかかわる情報を「貸借対照表に関する注記」に記載しております。</p>								
4 会計上の見積りに関する注記	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 82百万円</p> <p>② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p> <p>a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」〔(8)引当金の計上方法〕〔①貸倒引当金〕に記載しております。</p> <p>b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞などによる貸出金の返済能力への影響が懸念されますが、政府・自治体の経済対策や金融機関による支援などにより、債務者区分などへの大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。</p> <p>c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や個別貸出先の業績変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。</p>								
5 貸借対照表に関する注記	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,244百万円であります。</p> <p>(2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、複合機およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペレーティング・リース</td> <td style="text-align: center;">11百万円</td> <td style="text-align: center;">4百万円</td> <td style="text-align: center;">15百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 為替決済の担保として預金 30,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券 700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。</p> <p>(4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、外国証券に合計24,589百万円含まれております。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。</p> <p>(6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、441百万円であります。</p>		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	11百万円	4百万円	15百万円
	1年以内	1年超	合計						
オペレーティング・リース	11百万円	4百万円	15百万円						

項 目	注 記 事 項														
5 貸借対照表に関する注記	<p>(7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。</p> <p>(8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。</p> <p>(9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="518 369 1061 504"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>0 百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>47 百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>47 百万円</td> </tr> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。</p> <p>危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。</p> <p>三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。</p> <p>貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10百万円であります。</p> <p>(11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は73,293百万円であります。</p> <p>(12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金17,840百万円が含まれております。</p>	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円	危険債権額	47 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	－ 百万円	合計額	47 百万円				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	0 百万円														
危険債権額	47 百万円														
三月以上延滞債権額	－ 百万円														
貸出条件緩和債権額	－ 百万円														
合計額	47 百万円														
6 損益計算書に関する注記	<table border="0" data-bbox="414 1086 957 1276"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>0 〃</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>302百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>302 〃</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>－ 〃</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却はありません。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	302百万円	うち事業取引高	302 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(3) 貸出金償却はありません。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円														
うち事業取引高	0 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(2) 子会社等との取引による費用総額	302百万円														
うち事業取引高	302 〃														
うち事業取引以外の取引高	－ 〃														
(3) 貸出金償却はありません。															
7 金融商品に関する注記	<p>(1) 金融商品の状況に関する事項</p> <p>① 金融商品に対する取組方針</p> <p>当会は、愛媛県を事業区域として、地元のJAなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。</p> <p>JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。</p> <p>当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。</p> <p>また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。</p> <p>② 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債権および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。</p> <p>これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。</p> <p>また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べ方法（繰延ヘッジ）を適用しております。</p>														

項 目	注 記 事 項
7 金融商品に関する注記	<p>③ 金融商品にかかるリスク管理体制</p> <p>a 信用リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。</p> <p>有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。</p> <p>b 市場リスクの管理</p> <p>(a) 金利リスクの管理</p> <p>当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。</p> <p>そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。</p> <p>金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。</p> <p>また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。</p> <p>(b) 為替リスクの管理</p> <p>当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>(c) 価格変動リスクの管理</p> <p>当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。</p> <p>総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。</p> <p>(d) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。</p> <p>(e) 市場リスクにかかる定量的情報</p> <p>当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。</p> <p>当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。</p> <p>当会のVaRは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和4年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で14,443百万円であります。</p> <p>なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。</p> <p>c 資金調達にかかる流動性リスクの管理</p> <p>当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。</p> <p>④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件などによる場合、当該価額が異なる場合もあります。</p>

項 目	注 記 事 項		
7 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項		
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	981,022 百万円	981,029 百万円	7 百万円
金銭の信託			
その他の金銭の信託	29,323 〃	29,323 〃	— 〃
有価証券			
其他有価証券	622,431 〃	622,431 〃	— 〃
貸出金			
貸倒引当金	81 〃		
貸倒引当金控除後	93,445 〃	93,838 〃	393 〃
資産計	1,726,222 〃	1,726,622 〃	400 〃
貯金	1,674,847 〃	1,674,862 〃	15 〃
負債計	1,674,847 〃	1,674,862 〃	15 〃
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,605) 百万円	(1,605) 百万円	— 百万円
デリバティブ取引計	(1,605) 〃	(1,605) 〃	— 〃
	(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金21,998百万円を含めております。 3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。		
	② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明		
	【資産】		
	a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。		
	c 有価証券 有価証券は市場価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しております。		
	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。		
	【負債】		
	a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		
	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。		

項 目	注 記 事 項																																																																										
7 金融商品に関する注記	<p>③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">外 部 出 資</td> <td style="text-align: right;">76,118 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">981,022百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">27,556 〃</td> <td style="text-align: right;">22,384 〃</td> <td style="text-align: right;">48,175 〃</td> <td style="text-align: right;">68,437 〃</td> <td style="text-align: right;">107,531 〃</td> <td style="text-align: right;">335,997 〃</td> </tr> <tr> <td> <small>その他有価証券のうち満期があるもの</small></td> <td style="text-align: right;">27,556 〃</td> <td style="text-align: right;">22,384 〃</td> <td style="text-align: right;">48,175 〃</td> <td style="text-align: right;">68,437 〃</td> <td style="text-align: right;">107,531 〃</td> <td style="text-align: right;">335,997 〃</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">18,466 〃</td> <td style="text-align: right;">16,687 〃</td> <td style="text-align: right;">11,533 〃</td> <td style="text-align: right;">8,112 〃</td> <td style="text-align: right;">7,031 〃</td> <td style="text-align: right;">31,694 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,027,044 〃</td> <td style="text-align: right;">39,072 〃</td> <td style="text-align: right;">59,709 〃</td> <td style="text-align: right;">76,550 〃</td> <td style="text-align: right;">114,562 〃</td> <td style="text-align: right;">367,692 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）1,669百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金17,840百万円については「5年超」に含めております。</small></p> <p>⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超 2年以内</th> <th>2年超 3年以内</th> <th>3年超 4年以内</th> <th>4年超 5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貯金</td> <td style="text-align: right;">1,652,756百万円</td> <td style="text-align: right;">47百万円</td> <td style="text-align: right;">36百万円</td> <td style="text-align: right;">1百万円</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> <td style="text-align: center;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡性貯金</td> <td style="text-align: right;">21,998 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">1,674,754 〃</td> <td style="text-align: right;">47 〃</td> <td style="text-align: right;">36 〃</td> <td style="text-align: right;">1 〃</td> <td style="text-align: right;">7 〃</td> <td style="text-align: center;">－ 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。</small></p>	貸借対照表計上額		外 部 出 資	76,118 百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	981,022百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃	<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃	貸出金	18,466 〃	16,687 〃	11,533 〃	8,112 〃	7,031 〃	31,694 〃	合 計	1,027,044 〃	39,072 〃	59,709 〃	76,550 〃	114,562 〃	367,692 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,652,756百万円	47百万円	36百万円	1百万円	7百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	21,998 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,674,754 〃	47 〃	36 〃	1 〃	7 〃	－ 〃
貸借対照表計上額																																																																											
外 部 出 資	76,118 百万円																																																																										
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																					
預け金	981,022百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																					
有価証券	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃																																																																					
<small>その他有価証券のうち満期があるもの</small>	27,556 〃	22,384 〃	48,175 〃	68,437 〃	107,531 〃	335,997 〃																																																																					
貸出金	18,466 〃	16,687 〃	11,533 〃	8,112 〃	7,031 〃	31,694 〃																																																																					
合 計	1,027,044 〃	39,072 〃	59,709 〃	76,550 〃	114,562 〃	367,692 〃																																																																					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																					
貯金	1,652,756百万円	47百万円	36百万円	1百万円	7百万円	－ 百万円																																																																					
譲渡性貯金	21,998 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																																					
合 計	1,674,754 〃	47 〃	36 〃	1 〃	7 〃	－ 〃																																																																					
8 有価証券に関する注記	<p>(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 類</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="background-color: #d9ead3;">貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">117,949 百万円</td> <td style="text-align: right;">105,253 百万円</td> <td style="text-align: right;">12,695 百万円</td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td style="text-align: right;">21,040 〃</td> <td style="text-align: right;">20,830 〃</td> <td style="text-align: right;">209 〃</td> </tr> <tr> <td> 社 債</td> <td style="text-align: right;">11,422 〃</td> <td style="text-align: right;">11,295 〃</td> <td style="text-align: right;">127 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">85,486 〃</td> <td style="text-align: right;">73,128 〃</td> <td style="text-align: right;">12,358 〃</td> </tr> <tr> <td> そ の 他</td> <td style="text-align: right;">280,424 〃</td> <td style="text-align: right;">265,938 〃</td> <td style="text-align: right;">14,486 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">398,373 〃</td> <td style="text-align: right;">371,191 〃</td> <td style="text-align: right;">27,181 〃</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="background-color: #d9ead3;">貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの</td> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">9,566 百万円</td> <td style="text-align: right;">9,628 百万円</td> <td style="text-align: right;">△ 61 百万円</td> </tr> <tr> <td> 国 債</td> <td style="text-align: right;">3,866 〃</td> <td style="text-align: right;">3,883 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 17 〃</td> </tr> <tr> <td> 地方債</td> <td style="text-align: right;">1,561 〃</td> <td style="text-align: right;">1,569 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 7 〃</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td style="text-align: right;">4,138 〃</td> <td style="text-align: right;">4,175 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 36 〃</td> </tr> <tr> <td> そ の 他</td> <td style="text-align: right;">214,490 〃</td> <td style="text-align: right;">227,511 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 13,020 〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小 計</td> <td style="text-align: right;">224,057 〃</td> <td style="text-align: right;">237,139 〃</td> <td style="text-align: right;">△ 13,082 〃</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">622,431 〃</td> <td style="text-align: right;">608,331 〃</td> <td style="text-align: right;">14,099 〃</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>(注) 上記差額合計から繰延税金負債 3,905百万円を差し引いた金額10,194百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。</small></p> <p>(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>売却額</th> <th>売却益</th> <th>売却損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債 券</td> <td style="text-align: right;">20,000百万円</td> <td style="text-align: right;">2,412百万円</td> <td style="text-align: right;">22百万円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">20,000 〃</td> <td style="text-align: right;">2,412 〃</td> <td style="text-align: right;">22 〃</td> </tr> </tbody> </table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	債 券	117,949 百万円	105,253 百万円	12,695 百万円	国 債	21,040 〃	20,830 〃	209 〃	社 債	11,422 〃	11,295 〃	127 〃	その他	85,486 〃	73,128 〃	12,358 〃	そ の 他	280,424 〃	265,938 〃	14,486 〃		小 計	398,373 〃	371,191 〃	27,181 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	債 券	9,566 百万円	9,628 百万円	△ 61 百万円	国 債	3,866 〃	3,883 〃	△ 17 〃	地方債	1,561 〃	1,569 〃	△ 7 〃	その他	4,138 〃	4,175 〃	△ 36 〃	そ の 他	214,490 〃	227,511 〃	△ 13,020 〃		小 計	224,057 〃	237,139 〃	△ 13,082 〃	合 計		622,431 〃	608,331 〃	14,099 〃		売却額	売却益	売却損	債 券	20,000百万円	2,412百万円	22百万円	合 計	20,000 〃	2,412 〃	22 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																							
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	債 券	117,949 百万円	105,253 百万円	12,695 百万円																																																																							
	国 債	21,040 〃	20,830 〃	209 〃																																																																							
	社 債	11,422 〃	11,295 〃	127 〃																																																																							
	その他	85,486 〃	73,128 〃	12,358 〃																																																																							
	そ の 他	280,424 〃	265,938 〃	14,486 〃																																																																							
	小 計	398,373 〃	371,191 〃	27,181 〃																																																																							
貸借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	債 券	9,566 百万円	9,628 百万円	△ 61 百万円																																																																							
	国 債	3,866 〃	3,883 〃	△ 17 〃																																																																							
	地方債	1,561 〃	1,569 〃	△ 7 〃																																																																							
	その他	4,138 〃	4,175 〃	△ 36 〃																																																																							
	そ の 他	214,490 〃	227,511 〃	△ 13,020 〃																																																																							
	小 計	224,057 〃	237,139 〃	△ 13,082 〃																																																																							
合 計		622,431 〃	608,331 〃	14,099 〃																																																																							
	売却額	売却益	売却損																																																																								
債 券	20,000百万円	2,412百万円	22百万円																																																																								
合 計	20,000 〃	2,412 〃	22 〃																																																																								

項 目	注 記 事 項																				
9 金銭の信託に関する注記	<p>金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;"></th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">貸借対照表計上額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">取得原価</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">差額</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</th> <th style="background-color: #4f81bd; color: white;">うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #ffffcc;">その他の金銭の信託</td> <td style="background-color: #ffffcc;">29,323百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">28,345百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">977百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">1,134百万円</td> <td style="background-color: #ffffcc;">157百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1.上記差額合計から繰延税金負債270百万円を差し引いた金額706百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。</p>						貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の金銭の信託	29,323百万円	28,345百万円	977百万円	1,134百万円	157百万円				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの																
その他の金銭の信託	29,323百万円	28,345百万円	977百万円	1,134百万円	157百万円																
10 退職給付に関する注記	<p>(1) 退職給付</p> <p>① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。</p> <p>② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">763百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">59 〃</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;">△110 〃</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border-top: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">712 〃</td> </tr> </table> <p>③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">712百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">712百万円</td> </tr> </table> <p>④ 退職給付に関する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">59百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、134百万円となっております。</p>					期首における退職給付引当金	763百万円	退職給付費用	59 〃	退職給付の支払額	△110 〃			期末における退職給付引当金	712 〃	退職給付債務	712百万円	退職給付引当金	712百万円	簡便法で計算した退職給付費用	59百万円
期首における退職給付引当金	763百万円																				
退職給付費用	59 〃																				
退職給付の支払額	△110 〃																				
期末における退職給付引当金	712 〃																				
退職給付債務	712百万円																				
退職給付引当金	712百万円																				
簡便法で計算した退職給付費用	59百万円																				

項 目	注 記 事 項																																																
11 税効果会計に関する注記	<p>(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">197 百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">17 /</td> </tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td> <td style="text-align: right;">697 /</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">39 /</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td> <td style="text-align: right;">10 /</td> </tr> <tr> <td>支払奨励金の未払利息</td> <td style="text-align: right;">195 /</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">567 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">14 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">1,739 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△698 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td> <td style="text-align: right;">1,040 /</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td> 其他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△4,176 百万円</td> </tr> <tr> <td> 外債未収利息</td> <td style="text-align: right;">△24 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td> <td style="text-align: right;">△4,200 /</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (A) + (B)</td> <td style="text-align: right;">△3,160 /</td> </tr> </table> <p>(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">27.7 %</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2 %</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.1 /</td> </tr> <tr> <td>事業分量配当金</td> <td style="text-align: right;">△11.2 /</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">0.4 /</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.0 /</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">14.0 /</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	197 百万円	賞与引当金超過額	17 /	相互援助積立金超過額	697 /	未払事業税	39 /	役員退職慰労引当金超過額	10 /	支払奨励金の未払利息	195 /	繰延ヘッジ損益	567 /	その他	14 /	繰延税金資産小計	1,739 /	評価性引当額	△698 /	繰延税金資産合計 (A)	1,040 /	繰延税金負債		其他有価証券評価差額金	△4,176 百万円	外債未収利息	△24 /	繰延税金負債合計 (B)	△4,200 /	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△3,160 /	法定実効税率 (調整)	27.7 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1 /	事業分量配当金	△11.2 /	評価性引当額の増減	0.4 /	その他	0.0 /	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0 /
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	197 百万円																																																
賞与引当金超過額	17 /																																																
相互援助積立金超過額	697 /																																																
未払事業税	39 /																																																
役員退職慰労引当金超過額	10 /																																																
支払奨励金の未払利息	195 /																																																
繰延ヘッジ損益	567 /																																																
その他	14 /																																																
繰延税金資産小計	1,739 /																																																
評価性引当額	△698 /																																																
繰延税金資産合計 (A)	1,040 /																																																
繰延税金負債																																																	
其他有価証券評価差額金	△4,176 百万円																																																
外債未収利息	△24 /																																																
繰延税金負債合計 (B)	△4,200 /																																																
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△3,160 /																																																
法定実効税率 (調整)	27.7 %																																																
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.1 /																																																
事業分量配当金	△11.2 /																																																
評価性引当額の増減	0.4 /																																																
その他	0.0 /																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.0 /																																																
12 持分法損益等に関する注記	<p>関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>関連法人等に対する投資の金額</td> <td style="text-align: right;">60 百万円</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資の金額</td> <td style="text-align: right;">240 /</td> </tr> <tr> <td>持分法を適用した場合の投資損失の金額</td> <td style="text-align: right;">△8 /</td> </tr> </table>	関連法人等に対する投資の金額	60 百万円	持分法を適用した場合の投資の金額	240 /	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△8 /																																										
関連法人等に対する投資の金額	60 百万円																																																
持分法を適用した場合の投資の金額	240 /																																																
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△8 /																																																
13 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。</p>																																																

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項目	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
経常収益	18,150	16,775	16,608	17,893	19,856
経常利益	4,266	4,750	3,791	4,191	5,275
当期剰余金	3,737	4,082	3,388	3,692	4,381
出資金 (出資口数)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)
純資産額	106,433	115,282	118,323	106,411	109,015
総資産額	1,746,397	1,808,759	1,827,029	1,791,949	1,781,063
貯金等残高	1,629,348	1,674,847	1,675,755	1,651,392	1,637,677
貸出金残高	96,785	93,526	100,269	92,746	91,798
有価証券残高	608,615	622,431	587,413	543,807	590,552
剰余金配当金額	2,685	2,722	2,715	2,702	2,671
普通出資配当額	623	623	623	623	623
後配出資配当額	179	179	179	179	179
事業分量配当額	1,882	1,920	1,912	1,899	1,868
職員数	132	132	134	121	128
単体自己資本比率	17.15	16.65	16.31	16.81	18.13

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
資金運用収支	1,198	2,963	△ 1,765
役員取引等収支	△ 82	△ 48	△ 33
その他事業収支	4,528	3,333	1,195
事業粗利益	5,644	6,247	△ 603
(事業粗利益率)	(0.34)	(0.37)	(△ 0.03)

(注) 1. 資金運用収支=資金運用収益-(資金調達費用-金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他事業収支
2. 役員取引等収支=役員取引等収益-役員取引等費用 5. 事業粗利益率=事業粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3. その他事業収支=その他事業収益-その他事業費用

事業純益

(単位：百万円)

項目	令和4年度	令和3年度	増減
事業純益	3,611	4,362	△ 751
実質事業純益	3,611	4,362	△ 751
コア事業純益	74	1,972	△ 1,897
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	2,712	3,050	△ 337

(注) 1. 事業純益=事業収益-(事業費用-金銭の信託運用見合費用)-一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益であります。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,650,147	9,255	0.561	1,699,615	11,559	0.680
うち 預 け 金	949,345	5,070	0.534	1,024,099	5,859	0.572
うち 有 価 証 券	606,444	3,265	0.538	578,660	4,797	0.829
うち 貸 出 金	93,983	917	0.976	96,514	899	0.932
資 金 調 達 勘 定	1,622,399	8,057	0.497	1,669,352	8,596	0.515
うち 貯 金・定 積	1,620,442	8,209	0.507	1,656,181	8,718	0.526
うち 譲 渡 性 貯 金	25,588	3	0.013	21,733	2	0.013
うち 借 用 金	7,607	—	0.000	15,733	—	0.000
経 費		2,032			1,885	
資 金 調 達 原 価 率		—	0.622		—	0.628
総 資 金 利 ざ や		—	△ 0.061		—	0.052

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息
 ＋その他支払利息(支払雑利息等)
 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれております。
4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度増減額	令和3年度増減額
受 取 利 息	△ 2,304	△ 728
うち 預 け 金	△ 789	52
うち 有 価 証 券	△ 1,532	△ 769
うち 貸 出 金	17	△ 11
支 払 利 息	△ 539	△ 392
うち 貯 金・定 積	△ 509	△ 380
うち 譲 渡 性 貯 金	0	△ 0
うち 借 用 金	—	—
差 引	△ 1,765	△ 335

- (注) 1. 増減額は前年度対比であります。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額であります。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
流動性貯金	25,484 (1.5)	25,222 (1.5)	261
定期性貯金	1,594,743 (96.9)	1,630,688 (97.2)	△ 35,945
その他の貯金	214 (0.0)	270 (0.0)	△ 55
計	1,620,442 (98.4)	1,656,181 (98.7)	△ 35,739
譲渡性貯金	25,588 (1.6)	21,733 (1.3)	3,855
合 計	1,646,031 (100.0)	1,677,915 (100.0)	△ 31,883

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比であります。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
定期貯金	1,569,231 (100.0)	1,616,910 (100.0)	△ 47,678
うち固定金利定期	1,569,231 (100.0)	1,616,910 (100.0)	△ 47,678
うち変動金利定期	0 (0.0)	－ (－)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比であります。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
手形貸付	352	391	△ 38
証書貸付	57,294	64,806	△ 7,512
当座貸越	1,822	1,055	766
金融機関貸付	34,513	30,257	4,255
割引手形	0	2	△ 2
合 計	93,983	96,514	△ 2,530

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
固定金利貸出	56,787 (58.7)	59,703 (63.8)	△ 2,915
変動金利貸出	39,997 (41.3)	33,823 (36.2)	6,173
合 計	96,785 (100.0)	93,526 (100.0)	3,258

- (注) () 内は構成比であります。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
貯金・定期積金等	3,895	1,661	2,234
有 価 証 券	—	—	—
動 産	26	28	△ 1
不 動 産	170	216	△ 45
そ の 他 担 保 物	4,605	2,595	2,010
小 計	8,698	4,501	4,196
農業信用基金協会保証	300	275	24
そ の 他 保 証	855	1,102	△ 246
小 計	1,155	1,377	△ 221
信 用	86,930	87,647	△ 717
合 計	96,785	93,526	3,258

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	197	199	△ 1
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	197	199	△ 1
信 用	161	154	7
合 計	359	354	5

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
設 備 資 金	10,024 (10.4)	7,910 (8.5)	2,114
運 転 資 金	86,760 (89.6)	85,616 (91.5)	1,143
合 計	96,785 (100.0)	93,526 (100.0)	3,258

(注) ()内は構成比であります。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
農 業	624 (0.6)	439 (0.5)	185
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	5,317 (5.5)	6,260 (6.7)	△ 942
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	538 (0.6)	657 (0.7)	△ 118
電気・ガス・熱供給・水道業	1,000 (1.0)	1,000 (1.1)	—
運 輸 ・ 通 信 業	5,454 (5.6)	6,126 (6.6)	△ 672
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	3,093 (3.2)	3,339 (3.6)	△ 245
金 融 ・ 保 険 業	41,544 (42.9)	36,257 (38.8)	5,286
不 動 産 業	2,331 (2.4)	2,159 (2.3)	171
サ ー ビ ス 業	9,714 (10.0)	9,796 (10.5)	△ 82
地 方 公 共 団 体	18,720 (19.3)	18,143 (19.4)	577
そ の 他	8,445 (8.7)	9,346 (10.0)	△ 901
合 計	96,785 (100.0)	93,526 (100.0)	3,258

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)であります。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
農 業	652	576	76
穀 作	32	14	18
野 菜 ・ 園 芸	146	80	66
果 樹 ・ 樹 園 農 業	132	158	△ 26
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	29	32	△ 2
養 鶏 ・ 鶏 卵	115	94	21
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	194	196	△ 1
農 業 関 連 団 体 等	1,218	1,689	△ 471
合 計	1,870	2,265	△ 395

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当いたします。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高であります。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社などが含まれております。

②資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
プロパー資金	1,484	1,849	△ 365
農業制度資金	386	416	△ 30
農業近代化資金	386	416	△ 30
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,870	2,265	△ 395

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当いたします。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,325	2,632	693
そ の 他	8	13	△ 5
合 計	3,334	2,645	688

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	3,325	2,632	693
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	24	29	△ 4
(独)住宅金融支援機構	1,685	1,990	△ 305
(独)福祉医療機構	0	0	△ 0
農業改良資金	—	—	—
就農支援資金	8	13	△ 5
合 計	5,044	4,666	378

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額					
		担 保	保 証	引 当	合 計		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	0	—	—	0	0	
	令和3年度	0	—	—	0	0	
危 険 債 権	令和4年度	62	0	52	—	53	
	令和3年度	47	0	37	—	37	
要 管 理 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—	
	令和3年度	—	—	—	—	—	
	三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—
		令和3年度	—	—	—	—	—
小 計	令和4年度	62	0	52	0	53	
	令和3年度	47	0	37	0	37	
正 常 債 権	令和4年度	97,116					
	令和3年度	93,866					
合 計	令和4年度	97,178					
	令和3年度	93,914					

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして(注)1.2.3.4.5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 4 年 度					令 和 3 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	82	70	—	82	70	91	82	—	91	82
個別貸倒引当金	0	0	—	0	0	—	0	—	—	0
合 計	82	70	—	82	70	91	82	—	91	82

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令 和 4 年 度	令 和 3 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、令和4年度および令和3年度においては発生していません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
国 債	11,207	17,574	▲ 6,367
地 方 債	3,394	1,965	1,429
政府保証債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	11,132	11,459	▲ 326
株 式	—	—	—
外国証券	69,457	78,274	▲ 8,817
受益証券	511,253	469,386	41,867
投資証券	—	—	—
合 計	606,444	578,660	27,784

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 4 年度								
国 債	—	—	—	—	—	12,966	—	12,966
地 方 債	—	—	—	—	4,223	2,488	—	6,711
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	7,964	2,994	10,959
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	15,638	18,831	17,342	3,512	5,270	15,413	—	76,008
受益証券	5,057	106,158	189,529	43,912	80,110	70,094	7,106	501,969
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和 3 年度								
国 債	17,179	—	—	—	—	7,727	—	24,906
地 方 債	—	—	—	—	812	749	—	1,561
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	8,405	3,017	11,422
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外国証券	14,725	25,202	15,267	11,415	4,982	18,032	—	89,625
受益証券	—	49,704	162,447	124,052	79,503	71,223	7,983	494,914
投資証券	—	—	—	—	—	—	—	—

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

- ① 売買目的有価証券
該当する取引はありません。
- ② 満期保有目的の債券
該当する取引はありません。
- ③ その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	令和 4 年度			令和 3 年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
取得原価を 超えるもの	債 券	5,973	5,874	99	32,463	32,125	337
	国 債	2,029	1,986	42	21,040	20,830	209
	地 方 債	499	494	5	—	—	—
	社 債	3,444	3,393	51	11,422	11,295	127
	そ の 他	332,683	308,606	24,077	365,910	339,066	26,844
	外 国 証 券	65,341	55,667	9,673	85,486	73,128	12,358
	そ の 他 の 証 券	267,341	252,938	14,403	280,424	265,938	14,486
小 計	338,657	314,480	24,176	398,373	371,191	27,181	
取得原価を 超えないもの	債 券	24,663	25,133	△469	5,427	5,452	△24
	国 債	10,937	11,079	△142	3,866	3,883	△17
	地 方 債	6,212	6,453	△241	1,561	1,569	△7
	社 債	7,514	7,600	△85	—	—	—
	そ の 他	245,294	268,495	△23,201	218,629	231,687	△13,057
	外 国 証 券	10,667	10,995	△328	4,138	4,175	△36
	そ の 他 の 証 券	234,627	257,499	△22,872	214,490	227,511	△13,020
小 計	269,958	293,628	△23,670	224,057	237,139	△13,082	
合 計	608,615	608,109	506	622,431	608,331	14,099	

金銭の信託の時価情報

- ① 運用目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。
- ③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和 4 年度					令和 3 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	34,711	33,857	853	1,620	△766	29,323	28,345	977	1,134	△157

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

①金利関連取引

該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 4 年度			令和 3 年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通 貨 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	31,116	31,257	△ 140	21,034	22,640	△ 1,605
		買 建	—	—	—	—	—	—
	為 替 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
買 建		—	—	—	—	—	—	
計			31,116	31,257	△ 140	21,034	22,640	△ 1,605

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されております。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引

該当する取引はありません。

④債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.26	△ 0.02
純資産経常利益率	4.07	4.44	△ 0.37
総資産当期純利益率	0.21	0.23	△ 0.02
純資産当期純利益率	3.56	3.81	△ 0.25

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 4 年度	令和 3 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	5.9	5.6	0.3
	期中平均	5.7	5.8	△ 0.1
貯 証 率	期 末	37.4	37.2	0.2
	期中平均	36.8	34.5	2.3

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、17.15%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	230億円（前年度 230億円）

後配出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 単体自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	経過措置による不算入額	令和3年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	104,191		103,140	
うち、出資金及び資本準備金の額	43,010		43,010	
うち、再評価積立金の額	3		3	
うち、利益剰余金の額	63,863		62,849	
うち、外部流出予定額(△)	2,685		2,722	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,649		2,600	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,649		2,600	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	106,841		105,740	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	58		39	
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	58		39	
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	58		39	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ) (ハ))	106,782		105,700	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	613,178		624,477	
資産(オン・バランス)項目	607,139		616,487	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オフ・バランス項目	5,872		7,915	
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	166		74	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	9,380		10,072	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	622,559		634,550	
自己資本比率				
自己資本比率(ハ)/(ニ)	17.15%		16.65%	

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しております。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法であります。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット						
現 金	1,965	—	—	2,022	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,493	—	—	27,926	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	51,144	—	—	61,837	—	—
我が国の地方公共団体向け	25,671	—	—	19,713	—	—
我が国の政府関係機関向け	3,895	389	15	6,117	611	24
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	943,409	188,411	7,536	1,015,056	202,726	8,109
法 人 等 向 け	70,021	35,180	1,407	67,563	32,948	1,317
中小企業等向け及び個人向け	127	94	3	116	87	3
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	67	23	0	77	26	1
不 動 産 取 得 等 事 業 向 け	147	131	5	89	89	3
三 月 以 上 延 滞 等	0	—	—	0	—	—
取 立 未 済 手 形	72	14	0	67	13	0
信用保証協会等による保証付	311	31	1	292	29	1
出 資 等	2,335	2,335	93	2,335	2,335	93
うち出資等のエクスポージャー	2,335	2,335	93	2,335	2,335	93
上 記 以 外	100,330	247,383	9,895	100,341	247,467	9,898
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他の外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	6,011	15,027	601	6,010	15,027	601
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	91,624	229,061	9,162	91,624	229,061	9,162
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	400	1,000	40	448	1,121	44
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,294	2,294	91	2,256	2,256	90
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	544,297	139,016	5,560	521,796	138,067	5,522
うちルックスルー方式	544,297	139,016	5,560	521,796	138,067	5,522
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	1,760,289	613,011	24,520	1,825,354	624,403	24,976
CVAリスク相当額 ÷ 8%		166	6		74	2
合計 (信用リスク・アセットの額)	1,760,289	613,178	24,527	1,825,354	624,477	24,979
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 < 基礎的手法 >		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
		9,380	375	10,072	402	
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	
	622,559		24,902	634,550	25,382	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類毎に記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当いたします。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当いたします。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しております。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{粗利益 (正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当社が損失を被るリスクのことです。

当社では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 49）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当社では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりであります。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりであります。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

項目	令和4年度						令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	1,148,844	112,425	31,046	-	0	1,205,928	105,386	37,647	-	0	
国外	67,148	-	67,148	-	-	97,629	-	97,629	-	-	
地域別残高計	1,215,992	112,425	98,194	-	0	1,303,557	105,386	135,276	-	0	
法人	農業	712	712	-	-	613	613	-	-	-	
	林業	0	0	-	-	1	1	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	11,230	9,627	1,602	-	-	11,113	9,510	1,602	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	5,102	5,055	-	-	-	4,537	4,490	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,801	1,801	-	-	-	1,300	1,300	-	-	
	運輸・通信業	6,978	6,757	-	-	-	7,652	7,431	-	-	
	金融・保険業	1,077,283	52,114	25,410	-	-	1,147,607	44,719	45,499	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	17,121	16,930	-	-	-	16,306	16,114	-	-	
	日本国政府・地方公共団体	39,661	18,720	20,036	-	-	47,640	20,646	26,337	-	
上記以外	53,181	-	51,144	-	-	63,927	-	61,837	-		
個人	705	705	-	-	0	557	557	-	-	0	
その他	2,214	-	-	-	-	2,300	-	-	-	-	
業種別残高計	1,215,992	112,425	98,194	-	0	1,303,557	105,386	135,276	-	0	
1年以下	955,773	23,081	12,787	-	-	1,030,999	16,974	31,737	-	-	
1年超3年以下	50,073	29,760	15,313	-	-	57,630	28,461	29,169	-	-	
3年超5年以下	27,142	12,266	14,875	-	-	26,000	12,457	13,542	-	-	
5年超7年以下	13,205	9,551	3,616	-	-	30,684	12,772	17,874	-	-	
7年超10年以下	20,568	11,931	8,636	-	-	16,685	11,659	5,026	-	-	
10年超	65,785	25,831	39,954	-	-	57,975	23,058	34,917	-	-	
期限の定めのないもの	83,442	1	3,009	-	-	83,582	3	3,009	-	-	
残存期間別残高計	1,215,992	112,425	98,194	-	-	1,303,557	105,386	135,276	-	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含んでおります。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産などが該当いたします。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項目	令和4年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	82	70	-	82	70	91	82	-	91	82
個別貸倒引当金	0	0	-	0	0	-	0	-	-	0
合計	82	70	-	82	70	91	82	-	91	82

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

（単位：百万円）

項 目	令和4年度						令和3年度					
	個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
		目的使用	その他				目的使用	その他				
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	0	0	—	0	0	—	—	0	—	—	0	—
業種別計	0	0	—	0	0	—	—	0	—	—	0	—

（注）一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

（単位：百万円）

項 目	令和4年度			令和3年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	96,727	96,727	—	112,994	112,994
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	4,207	4,207	—	6,410	6,410
	20%	25,926	942,127	968,053	24,621	1,013,700	1,038,321
	35%	—	67	67	—	77	77
	50%	28,036	0	28,036	29,693	0	29,693
	75%	—	125	125	—	116	116
	100%	3,352	17,386	20,738	3,409	14,450	17,859
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	98,035	98,035	—	98,084	98,084
	その他	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	57,315	1,158,677	1,215,992	57,724	1,245,833	1,303,557	

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含んでおります。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しております。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しております。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しております。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としております。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取り扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法であります。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産であります。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関 及 び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け	25	—	—	19	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵 当 権 付 住 宅 ロ ー ン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 等	—	—	—	—	—	—
証 券 化	—	—	—	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—
合 計	25	—	—	19	—	—

- (注)1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当いたします。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」などにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)などが含まれております。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引であります。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引であります。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和4年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和4年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	206	517	—	—	—	517
金利関連取引	—	37	—	—	—	37
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	206	554	—	—	—	554
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	206	554	—	—	—	554

令和3年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	—	210	—	—	—	210
金利関連取引	—	37	—	—	—	37
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	247	—	—	—	247
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	247	—	—	—	247

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つであります。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出してあります。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いられているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことであります。

当会において、令和4年3月末時点、令和5年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりであります。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行います。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しております。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法であります。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を減算し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しております。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであります。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

- 有価証券勘定の株式
 有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。
 更に、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。
- 外部出資勘定の株式または出資
 外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項目	令和4年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	76,118	76,118	76,118	76,118
合計	76,118	76,118	76,118	76,118

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額であります。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和4年度			令和3年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益など)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益など)

(単位：百万円)

令和4年度		令和3年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和4年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	544,297	521,796
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生いたします。

当社におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりであります。

○ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当社では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めております。

- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
リスクマネジメント委員会において、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でVaRおよび経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）を計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む）に関する説明
金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っておりません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステイープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.181年であります。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮しておりません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関などは考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。
- 内部モデルの使用など、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度からの変動要因は、主に金利リスクを内包する債券の購入によるものであります。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
総合的リスク管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	32,560	30,920	3,440	3,444
2	下方パラレルシフト	0	0	269	113
3	スティープ化	18,019	17,138		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	32,560	30,920	3,440	3,444
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	106,782		105,700	

※「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

※「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の適正性等に関する確認

確 認 書

- ① 私は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月1日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **二宮 敬明**

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しております。

会計監査人の監査

令和4年度および令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法（第54条の3）に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則（第204条の1）における各項目は以下のページに記載しております。

1. 概況および組織に関する事項

- (1) 業務の運営の組織 …………… 36
- (2) 理事、経営管理委員および
監事の氏名および役職名 …………… 37
- (3) 事務所の名称および所在地 …………… 37
- (4) 特定信用事業代理業者に関する事項 …………… 38

2. 主要な業務の内容 …………… 29

3. 主要な業務に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 …………… 16
- (2) 直近の5事業年度における
主要な業務の状況 …………… 65
 - ・ 経常収益
 - ・ 経常利益
 - ・ 当期剰余金
 - ・ 出資金および出資口数
 - ・ 純資産額
 - ・ 総資産額
 - ・ 貯金等残高
 - ・ 貸出金残高
 - ・ 有価証券残高
 - ・ 剰余金配当金額
 - ・ 職員数
 - ・ 単体自己資本比率
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況 …………… 65
 - ・ 主要な業務の状況を示す指標 …………… 65
 - ・ 貯金に関する指標 …………… 67
 - ・ 貸出金等に関する指標 …………… 67
 - ・ 有価証券等に関する指標 …………… 72

4. 業務の運営に関する事項

- (1) リスク管理態勢 …………… 9
- (2) 法令遵守の態勢 …………… 8
- (3) 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取組の状況 …………… 18
- (4) 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 …… 13

5. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書および
剰余金処分計算書または損失金処理計算書 … 44
- (2) 債権にかかる額およびその合計額 …………… 71
 - ・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に
該当する債権
 - ・ 危険債権に該当する債権
 - ・ 三月以上延滞債権に該当する債権
 - ・ 貸出条件緩和債権に該当する債権
- (3) 元本補填契約のある信託にかかる
債権に関する事項 …………… 71
- (4) 自己資本の充実の状況 …………… 75
- (5) 取得価額または契約価額、
時価および評価損益 …………… 73
 - ・ 有価証券
 - ・ 金銭の信託
 - ・ デリバティブ取引
 - ・ 金融等デリバティブ取引
 - ・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引
- (6) 貸倒引当金の期末残高および
期中の増減額 …………… 71
- (7) 貸出金償却の額 …………… 71
- (8) 会計監査人の監査 …………… 89

6. その他重要な事項

（農業協同組合法施行規則第207条）

- (1) 役員等の報酬体系 …………… 39

JAバンクえひめホームページのご案内

JAバンクえひめのお知らせやキャンペーン情報などはパソコンおよびスマートフォンでご覧いただくことができます。皆さまのアクセスをお待ちしております。



<https://www.jabank-ehime.or.jp>

当会の概要や経営・財務情報はJA愛媛県信連のホームページをご覧ください。



<https://www.jabank-ehime.or.jp/kenshinren>



JA愛媛県信連



DISCLOSURE 2023

JA愛媛県信連の現況

発行 令和5年7月
編集 愛媛県信用農業協同組合連合会 総務管理部
〒790-8555 愛媛県松山市南堀端町2番地3
TEL(089)948-5208 FAX(089)943-5807